

会議録
平成29年第2回更別村議会定例会
第2日（平成29年6月8日）

◎議事日程（第2日）

- 第 1 会議録署名議員指名の件
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 報告第 2 号 平成28年度株式会社さらべつ産業振興公社事業報告の件
- 第 4 議案第50号 （仮称）認定こども園上更別幼稚園改築工事（建築主体工事）工事請負契約締結の件
- 第 5 議案第51号 動産の買入の件
- 第 6 意見書案第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書の件
- 第 7 意見書案第2号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、教職員の超勤解消と「30人以下学級」の実現、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書の件
- 第 8 意見書案第3号 平成29年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の件
- 第 9 村政に関する一般質問
- 第10 議員の派遣の件
- 第11 閉会中の所管事務調査の件

◎出席議員（8名）

議長	8番	松 橋 昌 和	副議長	7番	本 多 芳 宏
	1番	安 村 敏 博		2番	太 田 綱 基
	3番	高 木 修 一		4番	織 田 忠 司
	5番	上 田 幸 彦		6番	村 瀬 泰 伸

◎欠席議員（0名）

◎地方自治第121条の規定による説明員

村 長	西 山 猛	副 村 長	森 稔 宏
教 育 長	荻 原 正	農業委員会長	織 田 忠 司
代表監査委員	笠 原 幸 宏	会計管理者	小野寺 達 弥
総 務 課 長	末 田 晃 啓	総 務 課 参 事	渡 辺 伸 一
総 務 課 参 事	女ヶ澤 廣 美	企画政策課長	佐 藤 敬 貴
産 業 課 長	本 内 秀 明	住民生活課長	宮 永 博 和
建設水道課長	佐 藤 成 芳	保健福祉課長	安 部 昭 彦

子育て応援
課 長 新 関 保

教 育 次 長 川 上 祐 明

診療所事務長 酒 井 智 寛

農 業 委 員 会
事 務 局 長 小 林 浩 二

◎職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長 高 橋 祐 二
書 記 小野山 果 菜

書 記 平 谷 雄 二

(午前 10 時 00 分開議)

◎開議宣告

- 議長 ただいまの出席議員は 8 名であります。
定足数に達しております。これより直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第 1 会議録署名議員指名の件

- 議長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において 1 番、安村さん、2 番、太田さんを指名いたします。

◎日程第 2 議会運営委員長報告

- 議長 日程第 2、議会運営委員長報告を行います。
議会運営委員会に付託をいたしました本定例会の議事運営等に関し、協議決定した内容についての報告を求めます。
高木議会運営委員長。
○高木議会運営委員長 議会運営委員会において協議決定した内容をご報告いたします。
第 2 回村議会定例会の追加提出案件に関し、議長から諮問がありましたので、これに応じ 6 月 8 日午前 9 時より議会運営委員会を開会いたしました。付議事件及び議事日程並びに会期等について慎重に協議いたしました。
追加提出案件の状況などを考慮し、検討した結果、会期に変更はなく、6 月 9 日までの 5 日間と認められました。
以上、委員会での結果をご報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われますようよろしくお願い申し上げます。
○議長 委員長の報告が終わりました。
なお、ただいまの委員長報告に対する質疑は省略をいたします。

◎日程第 3 報告第 2 号

- 議長 日程第 3、報告第 2 号 平成 28 年度株式会社さらべつ産業振興公社事業報告の件を議題といたします。
報告の説明を求めます。
西山村長。
○村 長 報告第 2 号 平成 28 年度株式会社さらべつ産業振興公社事業報告の件であります。
地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき、平成 28 年度株式会社さらべつ産業振興公社事業について報告するものであります。

事業の報告書でございますけれども、私のほうからは概要をご報告申し上げ、報告書の内容につきましては本内産業課長にいたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

昨今の景気動向、また大型工事の終了等により、非常に厳しい状況ではありますけれども、集客、収入の確保や経費の削減に努めてまいりました。しかしながら、今年度は16万円の当期損益となったところであります。依然として厳しい状況には変わりはありませんけれども、引き続き経営努力と利用者の増加、PR、また景気の回復に期待をしているところであります

以上、ご報告申し上げ、よろしくお願い申し上げます。

○議長 本内産業課長。

○産業課長 それでは、株式会社さらべつ産業振興公社の事業報告につきまして補足説明をさせていただきます。

事業報告書の15ページをお開きください。まず、カントリーパークの利用状況でございますが、コテージの利用件数は311件で前年より27件の減、利用人数は1,826名で107名の減となっております。トレーラーハウスにつきましては、193件で32件の減、利用人数は731名で92名の減となっております。ミニコテージは、295件で15件の減、利用人数は1,079名で57名の減。テントサイトにつきましては、キャンピングカーサイト、個別テントサイト、フリーテントサイトを合わせまして785件で4件の減、利用人数は2,715名で74名の増となっております。全体の利用件数につきましては、1,584件で78件の減、利用人数は6,351名で182名の減となりました。昨年は7月までは前年比10%アップの利用で推移をしていたところでございますが、8月以降、台風の影響等によりまして利用が減少しているところでございます。道の駅のレジカウント数につきましては、5万2,068名で前年より6,422名の減となっております。こちらも春先からの天候不順等が続き、また台風の影響もありまして、来客者が減少しているところでございます。

続きまして、損益計算についてですが、3ページをお開きください。道の駅部門、カントリーパーク部門を合算した産業振興公社全体の損益計算書でございます。各部門別の損益計算書は9ページ、12ページにそれぞれございますので、お目通しをいただきたいと存じます。まず、純売上高ですが、物産品売上高は5,169万6,843円となり、前年より472万1,792円の増となっております。内訳につきましては、道の駅部門が519万4,718円の増、カントリーパーク部門が47万2,926円の減となっております。道の駅部門におきまして、これまで別に科目を設定しておりました自動販売機の売上高を物産のほうに統合したことによりまして、大きく増加しているところでございます。宿泊施設収入でございます。1,559万6,500円で、前年より66万6,150円の増となっております。こちらは全額カントリーパーク部門の売り上げとなっておりますが、個別テントサイトを除きまして利用者が減少したことによるものでございます。食堂売上高につきましては1,850万5,690円で、147万2,129円の減となっております。こちらは、全額道の駅部門の売り上げとなっております。レンタル収入につきましては77万800円で、13万7,850円の減となっております。こちらは、全額カント

リーパーク部門の売り上げになっております。施設管理収入につきましては1,186万400円で、84万2,400円の増でございます。北海道から委託されております駐車公園の管理委託料が委託単価の見直しにより増加したことによるものでございます。純売上高の合計は9,843万233円で、87万8,430円の増加になっております。道の駅部門で215万5,536円の増、カンントリーパーク部門で127万6,926円の減となっております。

売り上げ原価の総額につきましては4,583万7,703円で、147万3,195円の増加となっております。内訳は、道の駅部門で170万2,653円の増加、カンントリーパーク部門で22万9,458円の減となっております。

販売費及び一般管理費につきましては5,299万9,732円で、62万7,470円の増でございます。増加内訳は、道の駅で91万2,523円の増、カンントリーパーク部門で28万5,053円の減となっております。

4ページをお開きください。販売費及び一般管理費の内訳がでございます。増減の大きかったものについてご説明をいたします。まず、従業員給与でございますが、2,285万9,940円で、45万8,503円の減となっております。定年退職者1名、また新規採用者との給与の差額が主な要因となっております。続きまして、退職金32万8,852円計上しております。定年退職者1名分のものでございます。修繕費につきましては153万3,154円で、36万1,973円の増となっております。道の駅の冷蔵ショーケース、またカンントリーパークのガーデントラクターなど、小規模な修繕の増加によるものでございます。車両維持費につきましては104万6,396円で、23万7,774円の増となっております。こちらは、社用車の車検代等によるものでございます。環境衛生費は184万513円で、43万5,313円の減となっております。前年度プランター等の購入を行ったものが今年度は終了していることによるものでございます。

3ページにお戻りください。純売上高から売り上げ原価と販売費及び一般管理費を差し引きました営業利益につきましてはマイナス40万7,202円となり、前年より122万2,235円の減となっております。営業外収益、営業外費用を合わせました経常利益は1万3,673円で、税引き後の当期純利益は前年より117万3,759円減のマイナス16万6,328円となりました。部門別では、道の駅部門が前年より51万3,148円減少の1万8,352円のプラス、カンントリーパーク部門が66万611円減少のマイナス18万4,680円となっております。

2ページをお開きください。産業振興公社全体の貸借対照表でございます。各部門別貸借対照表は、8ページ、11ページにそれぞれございますので、お目通しをいただきたいと思います。

まず、資産の部ですが、流動資産は3,816万6,302円で、89万7,766円の減となっております。固定資産は76万6,639円で、26万5,726円の減でございます。繰り延べ資産はありませんので、資産の部合計は3,893万2,941円で、116万3,492円の減でございます。

負債の部でございます。流動負債が421万8,367円で、99万7,164円の減でございます。

純資産の部でございます。5ページの株主資本等変動計算書をごらんください。株主資

本の前期末残高が資本金につきまして3,260万円、利益準備金が9万7,800円、その他利益剰余金が218万3,102円で、合計3,488万902円でしたが、当期純利益が16万6,328円のマイナスとなりましたので、その他利益剰余金の当期末残高が201万6,774円となり、株主資本の当期末残高は3,471万4,574円となったところでございます。

2ページにお戻りください。負債資本の部合計につきましては3,893万2,941円で、116万3,492円の減でございます。自己資本比率につきましては89.2%となりました。

以上で補足説明を終わります。

○議長 説明が終わりましたので、これからこの報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。ありませんか。

2番、太田さん。

○2番太田議員 この報告なのですけれども、2年前、僕の一般質問の道の駅の移転から始まり、去年の同じこの27年度の報告、そのときも値段がどんどん減少していった問題があるのではないかという話をさせていただいたのですけれども、そのときも有効的な活用、簡単に言ってしまえばそういうことで終わってしまったのですけれども、またことしに入って全体的にマイナスの部分が多い道の駅に関してプラスと言われていますけれども、それはただ自動販売機の分が入っただけで、実質的にはそんな上がったというものは言えなくて、むしろ下がっている状況で、ここは更別村の情報発信機関ですよ。ここで情報が発信できないということは、はっきり言って更別村を知ってもらうこともできないし、もちろん今インターネットとかいろいろありますけれども、更別村に来てもらって、情報が発信できているということが言えない状況にあると思うのですけれども、この辺の危機感というものをどのように感じているかご説明いただけたらと思います。

○議長 長 本内産業課長。

○産業課長 ご指摘のとおりでございますけれども、売り上げにつきましては、自動販売機の分につきましては統合した、部門の科目の見直しをしたということでございまして、そこが増加して増加しているということではございませんで、近年道の駅独自での特産品開発に積極的に取り組んでいただいているところであります。昨年度につきましては、新たにスモモのドレッシング等の販売が開始されたところでございまして、過去にもスモモのヨーグルトの開発ですとか、そういったところにも力を入れていただいたところで、売り上げにつきましては、利用客数につきましては昨年は減少しておりましたが、前年、前々年とちょっと減少したところでございますが、客単価につきましては上がっていることから、物産の売り上げ収入が増加傾向にあるところでございます。利用数の減の問題につきましては、高規格道路等の開設、また駅までの延伸等によりまして交通の流れが変わっている影響も多々あるところでございますが、道の駅につきましてはその場所に求めていただくといいますか、そこでしか買えないもの、またそういった魅力発信につきまして努めていただいているところでございまして、そのほかただ単にインターネット等の情報発信だけではなく、積極的に管内、また道内のイベント等にも出店をするなどP

Rにも努めていただいているところでございます。今後も引き続きPR等に努めていただきながら、より多くのお客さんが更別に来ていただけるよう、経営努力のほうにつきましても検討していただいているところであります。村としてもそういったところに力を入れていただけるように指導していきたいと考えているところでございます。

○議 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 ご説明ありがとうございます。この施設は、村が委託料を払ってやっているこの決算なので、それに対しての説明はわかるのですけれども、危機感というところでどのように捉えているか、再度お答えいただけたらと思います。

○議 長 本内産業課長。

○産業課長 危機感につきましては、村としても危機感には常に持って、経営の指導と申しますか、助言等に当たっているところでございます。抜本的な対策、こういう観光施設でございますので、天候に左右される面も多々ありますが、その中でも集客を伸ばしている施設等も全国にはたくさんあることから、そういったところの事例も学びながら、村としても利用客がじり貧になっていかないように指導等に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議 長 西山村長。

○村 長 今課長のほうからも説明申し上げましたけれども、太田議員のご指摘のとおり、もちろん村としても危機感といいますか、いかにして道の駅の売り上げ等、安定した経営を維持していくのかということについては苦慮しているところでありますけれども、私としましては特産品の開発とか、いろんな分野で非常に奮闘しているのではないかなというふうに考えております。現状維持ということではなくて、今年度入りましてから大きなツアーが2つ、道の駅を利用されるという話も聞いていますし、10月には5,000人規模の大きなイベントがカントリーパーク周辺、あるいは道の駅周辺、あるいはモーターパークの駐車場等を借り切ってそういうようなイベントが開催されるという報告も、詳しくはまだ聞いておりませんが、あります。私も機会あるごとにいろんな形で特産品、あるいは道の駅のPR等に努めていっているところでありますし、またいろんなイベント、村のイベントがありますけれども、やっと点から線になってきたということで、今は面ということで、いろんな部分でのイベントで特産品の販売とかいろいろな部分、あるいは連携してその部分を、今ma・na・caとか、開発跡地等々ありますけれども、その辺をしっかりと結んで、そういうふうな観光、あるいはPRに努めていきたいというふうに思っています。これからも危機感、そういう形をしっかりと持って頑張っていきたいというふうに思っています。

以上であります。

○議 長 ほかに質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終了し、報告済みといたします。

◎日程第4 議案第50号

○議長 日程第4、議案第50号（仮称）認定こども園上更別幼稚園改築工事（建築主体工事）工事請負契約締結の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村長 議案第50号（仮称）認定こども園上更別幼稚園改築工事（建築主体工事）工事請負契約締結の件であります。

（仮称）認定こども園上更別幼稚園改築工事（建築主体工事）の請負契約を次のとおり締結しようとするものであります。

- 1、工事名、（仮称）認定こども園上更別幼稚園改築工事（建築主体工事）。
- 2、工事場所、更別村字上更別南13線105番地。
- 3、契約の方法、指名競争入札による落札。
- 4、契約金額、2億628万円。
- 5、契約の相手方、萩原・山内・小川経常建設共同企業体でございます。

理由といたしまして、工事請負契約の締結につきまして、更別村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年更別村条例第7号）第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

資料のほうをごらんください。1、入札日時は、平成29年5月30日午前9時であります。2番目の指名業者、3番目の工事内容については、お目通しをお願いするものであります。4、工期ですが、契約締結の日から平成30年2月28日まででございます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

3番、高木さん。

○3番高木議員 今回の入札の落札率というのは何%ぐらいなのか教えていただきたい。

○議長 末田総務課長。

○総務課長 落札率は98.75%となっております。

以上でございます。

○議長 4番、織田さん。

○4番織田議員 工事内容なのですが、これはちょっと余計な心配かもしれませんが、庭園整備の中で砂場というのがあります。ここに恐らくフェンスを回すと思うのですが、フェンスのあり方一つで砂場というのは猫ですとか、犬ですとか、あるいはキツネなどのふん尿の場所になりかねませんし、特に子どもというものは口にしますので、その辺の徹底した管理というか、計画をお願いしたいなと思います。

○議長 新関子育て応援課長。

○子育て応援課長 砂場の話なのですがけれども、当然衛生面というようなことで、現状の両幼稚園も通常ブルーシートだとかかけて、小動物だとかが来たりとかしないような形で使っておりますので、引き続き当然のように安全管理については努めていきたいと思っております。

○議 長 ほかに質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第50号 (仮称) 認定こども園上更別幼稚園改築工事 (建築主体工事) 工事請負契約締結の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎日程第5 議案第51号

○議 長 日程第5、議案第51号 動産の買入の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第51号 動産の買入の件でございます。

次のとおり動産を買い入れしようとするものであります。

- 1、買い入れの目的、村道の除雪業務のため。
- 2、動産の品名、小型除雪車700トン級。
- 3、動産の数量、1両。
- 4、契約金額、2,658万9,600円であります。
- 5、買い入れの方法及び時期、指名競争入札による落札。
- 6、契約の相手方、株式会社中島自工であります。

理由といたしまして、財産の取得につきまして、更別村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (昭和39年更別村条例第7号) 第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

資料をごらんください。1、入札日時は、平成29年5月30日午前9時であります。2の指名業者、3の仕様内容につきましては、お目通しをお願いしたいと思います。4、納入期限、契約締結の日から平成29年12月15日までとなっております。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 納入期限についてお尋ねします。

12月15日までとなつてございますが、この時期における降雪が例年11月下旬ごろからあるのかなという思いがありまして、12月15日までに至った経過と、この途中での除雪に不備がないかという2つについて質問させていただきます。

○議長 長 佐藤建設水道課長。

○建設水道課長 工期の設定でございますけれども、機械の作成までということで12月15日、余裕を見てとっているということでございまして、なるべく早目に納入してくれということで、11月の下旬には間に合わせるように納入していただきたいということでお話をしているところでございます。

○議長 長 7番、本多さん。

○7番本多議員 当初予算では3,192万4,000円ほどだったと思うのですが、これは下取りを引いてこういうことになったのか。また、下取り、予算審議のときにもお話ししたのですが、希望がなかったのかどうか、その辺についてもお伺いしたいと思います。

○議長 長 佐藤建設水道課長。

○建設水道課長 機械本体につきましては当初よりちょっと安目に積算できたということで減額ということと、下取りに関しましてはお金については結果的には変わらなかったということでございます。

○議長 長 7番、本多さん。

○7番本多議員 実際は下取りを引いてこれですね、下取りはどのぐらいになったかということをお教えてください。

○議長 長 佐藤建設水道課長。

○建設水道課長 交換する車両につきましては、消費税を入れて19万4,400円という金額であります。

○議長 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 ちょっと関連になりますけれども、経理の方法、前回もちょっとご指摘させていただいた経過があるのですけれども、動産取得にかかわる部分の下取り、処分するという形でございますけれども、相殺勘定にしまうと、今下取り価格が説明ありましたように、動産の処分という形で提案するのであれば、本来からいえば下取り価格の19万4,400円というのが内包されてしまって表に出ないという形で、今現有している動産の処分にかかわる部分の価格が全く見えてこないということで、これは適切かどうかということの確認も含めて前回も質問させていただいたのですけれども、この点の課題というのは残らないのでしょうか。

○議 長 佐藤建設水道課長。

○建設水道課長 この辺につきましては、更別村の財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例というものがございまして、その5条に基づきまして行っておりまして、物品の交換に関しましては下取りの差額というのがあった場合は金銭で補足という形になりますので、歳出のみの計上ということになってございます。

○議 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 条例という部分ではちょっと確認できていない部分があるので、何とも言えないのですけれども、本来からいけば議会にかけた取得の財産が適正に処理されるという部分から見ると、条例云々で内包された中で既存の部分进行处理していくというのは、一般会計上ちょっとなじまないというか、不適切ではないかというふうに私は判断しているのですけれども、これは村の財産ということは村有財産でございますので、当然村民に現有の部分の動産をどう処分していくのか、あるいはどう取得していくのかというのはやっぱり明確に示すべき事項でありまして、その点の見解については私は疑問を投げかけさせていただきたいというふうに思っております。

○議 長 森副村長。

○副 村 長 これ前回グレーダーですか、のときにもお話ありましたように、下取りをした中での動産の買い入れということになりますけれども、後でまた確認はさせていただきますけれども、地方自治法上で認めている行為というふうに私は認識をしております、道のほうでもこのように下取り方式の中で動産の買い入れを行っているという認識がございまして、後ほど確認をさせていただいて、うちの条例というよりも地方自治法上での取り扱いが適正であるかどうか確認させていただきますので、よろしく願いいたします。

○議 長 後ほど報告をするということです。

ほかに質疑ございませんか。

4番、織田さん。

○4番織田議員 今たしか下取りが19万4,400円とかと言われたのですけれども、希望をとったけれども、下取り希望者がいなかったということなのですが、その希望をとるときに、おおよその額、このような額を示した中で下取りをられたのか、それとも下取り希望者いませんかとただ漠然と希望者を募られたのか、そのとり方には大きな違いがあると思うのですが、その辺はどうでしょうか。

○議 長 佐藤建設水道課長。

○建設水道課長 下取りの額に関しましては、経過年数に関する計算によりという形の出し方ですので、希望というわけではございませんので、それをとってどうのこうのという話ではないのですが、もし希望者がいた場合は、下取りというか、交換した相手方との交渉ということであっせんをさせていただきたいという形での話をしてございます。

○議 長 4番、織田さん。

○4番織田議員 私が今言いたいのは、皆さん下取りどうですかと言われた場合に、元値

が相当すると思うので、結構な値段がするのでないかという形で手を挙げない方もおられると思うのです。ただ、今残存云々の形で言われている思うのですけれども、十何万円あれば、では私も買おうとか、私もの草刈りなどに利用したいとかという方が村内でもあらわれるのでないかなと思ひまして質問したわけなのですけれども、希望をとるときのとりの方も今後考えていく必要があるのではないかと思うのですけれども、その辺はどうでしょうか。

○議 長 佐藤建設水道課長。

○建設水道課長 交換に関しましては、これ補助事業でありまして、国の予算要求する段階でこの交換契約というのが前提という形になっておりますので、今の話はなかなかしづらいという関係になってございますので、国と道の関係からこのような流れという形になってございます。

○議 長 4番、織田さん。

○4番織田議員 今の話を聞きますと、村民に下取り希望ありませんかという話をされてもなかなか下取りをできないというような感じに受けとめたのですが、いかがでしょうか。

○議 長 佐藤建設水道課長。

○建設水道課長 今の話ですと、村から直接はできないという形での契約ということになってございます。

○議 長 5番、上田さん。

○5番上田議員 関連する質問なのですけれども、前回のグレーダーを買ったときの話をちょっと確認させていただきますけれども、今課長が言いましたように、要するに補助金、交付金絡みについては各自治体においては年度内に執行しなければならないという一つの大前提があったからというふうに説明をされたかと思うのです。下取りの部分はわかるのですけれども、こういった部分に関しては、要するに年度内執行しなければ補助分が受けられないというようなことになりますので、この件に関しては普通の動産とは違うのだというふうに私は理解しているのです。理解しているというよりも、そういうことだと思うのですけれども、したがって今課長が言ったように、こういう動産に関しては下取りつきの入札をしていく、そういうふうに理解してよろしいのかどうか、もう一回再度質問したいと思います。

○議 長 佐藤建設水道課長。

○建設水道課長 今の上田議員のおっしゃっていたような形での補助事業の流れという形になってございます。

○議 長 議員さんから間違っていないという質問はちょっと。

5番、上田さん。

○5番上田議員 間違っていないとかということではなくて、再確認させていただいたところであります。私の理解と、それから各質問があるわけなのですけれども、そういうことでよろしいのでしょうかという質問でありますので、今の課長の説明で私は納得できま

した。

以上です。

○議 長 暫時休憩とって、きちっと整理をして答弁していただきます。

ここで答弁調整のため午前10時50分まで休憩といたします。

午前10時39分 休憩

午前10時50分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁の整理つきました。

末田総務課長。

○総務課長 申しわけございませんでした。

交換の契約に関してご説明をさせていただきたいと思います。地方自治法によりますと、普通地方公共団体の財産は条例または議会の議決による場合でなければ、これを交換し、出資の目的とし、もしくは支払い手段として使用し、または適正な対価なくしてこれを譲渡し、もしくは貸し付けてはならないというふうに規定されているところでございます。この地方自治法の規定を受けまして、更別村財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例を制定しているところでございまして、第5条、物品に係る経費の低減を図るため特に必要があると認めるときは、物品を本村以外の者が所有する同一種類の動産と交換することができるというところでございます。先ほど建設水道課長がご説明したとおり、この事業に係る補助金の交付を受けるためにはこの交換が条件となっております。年度内に事業が終了しなければ、補助金をもらうことができないということになっております。現在の小型除雪車の売り払いと新しい除雪車の購入を別々に入札するという方法もあり得るのですけれども、補助金を交付して事業を進めるということを考えますと、交換による契約ということが現実的なのだらうというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議 長 質疑の発言を許します。よろしいですか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第51号 動産の買入の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎日程第6 意見書案第1号

○議 長 日程第6、意見書案第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 地方財政の充実・強化を求める意見書の提案理由を申し上げます。

内容につきましては別紙を参照いただき、要点のみ申し上げます。

地方自治体は、子育て支援策の充実と保育の人材の確保、医療、介護などの社会保障、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行やマイナンバー制度の対応、大規模災害を想定した防災、減災事業の実施など、新たな政策課題に直面しています。一方、地方公務員を初め、公的サービスを担う人材に限られる中で、新たなニーズの対応、細やかな公的サービスの提供が困難となっており、人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立を目指す必要があります。こうした状況にもかかわらず、地方財政をターゲットとした歳出削減に向けた議論が加速しています。本来必要な公共サービスを提供するため、財源面を担保するのは地方財政計画の役割です。しかし、財政再建目標を達成するためだけに不可欠なサービスが削減されれば本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかなです。このため、2018年度の政府予算、地方財政の検討に当たっては、国民生活を犠牲にする財政とするのではなく、歳入歳出を的確に見積もり、人的サービスとして社会保障予算の充実と地方財政の確立を目指すよう政府に求めるため、安村議員、高木議員、織田議員、上田議員、本多議員の賛成を得て提出するものです。

ご賛同賜りますようよろしくお願い申しまして、提案の理由といたします。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから意見書案第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号は原案のとおり可決をされました。

◎日程第7 意見書案第2号

○議 長 日程第7、意見書案第2号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤解消と「30人以下学級」の実現、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

5番、上田さん。

○5番上田議員 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤解消と「30人以下学級」の実現、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書の提案理由を申し上げます。

内容につきましては別紙を参照いただき、要点のみ申し上げます。

義務教育費国庫負担率が2分の1から3分の1になったことで、定数内期限つき採用や非常勤教職員が増加し、教職員定数の未充足などの状況が顕著になっております。また、17年度文科省予算では、10年間の教職員の定数改善計画は見送られ、通級による指導、外国人児童生徒等の指導などを行う教員等の基礎定数化と加配定数による868人の増員にとどまりました。子どもたちへのきめ細やかな教育のためにも教職員の多忙と超勤実態を解消することは必要であり、喫緊の課題であります。そのためには、働き方の改革の一環である時間外労働の上限規制に公立学校教員を含む地方公務員も対象とすることや義務標準法の改正を伴う抜本的な教職員定数の改善と学級基準編成の制度会計及び30人以下学級の早期実現が必要です。2013年度、日本のGDP比に占める教育機関への公的支出の割合は平均を大きく下回り、加盟国33カ国中ワースト2位となっております。その一方で、子ども1人当たりの教育支出における私費負担率は依然として高い水準にあるなど、教育にかかわる公的支出の貧困さは明らかであります。このような状況にもかかわらず、教育現場ではいまだ地方財政法で住民に負担を転嫁してはならないとしている人件費、旅費を初め、校舎等の修繕費がPTA会計などから支出されている実態や教材費などの私費負担も依然として減少せず、地方交付税措置されている教材費や図書費についても自治体においてその措置に格差が生じています。さらに、家庭、子どもの貧困と格差は改善されず、経済的な理由で進学、就学を断念するなど、教育の機会均等が崩され、学習権を含む子どもの人権が保障されない状況となっております。これらのことから、国において義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率2分の1への復元などを実現するよう求めるため、高木議員、織田議員、村瀬議員の賛成を得て提出するものであります。

ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げまして、提案の理由といたします。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 これで討論を終わります。
これから意見書案第2号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、教職員の超勤解消と「30人以下学級」の実現、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書の件を採決をいたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。
したがって、意見書案第2号は原案のとおり可決をされました。

◎日程第8 意見書案第3号

○議長 長 日程第8、意見書案第3号 平成29年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

4番、織田さん。

○4番織田議員 平成29年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提案理由を申し上げます。

内容につきましては別紙を参照いただき、要点のみ申し上げます。

北海道最低賃金の引き上げは、ワーキングプア解消のためのセーフティネットの一つとして最も重要なものです。道内で働く者の暮らしは依然として厳しく、家計支出の低迷が続いています。また、道内の非正規労働者91万人のうち29万人を超える方が最低賃金に張りついている実態があります。平成22年度、政府、労働界、経済界の代表等で作る政府の雇用戦略対話において、最低賃金はできる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、平成32年までに全国平均1,000円を目指すことと合意しており、北海道地方最低賃金審議会の答申書においても、引き上げに向けた目標設定の合意を3年連続で表記しました。最低賃金が上がらなければ、その近傍で働く多くの方の生活はより一層厳しいものとなり、ひいては北海道経済の停滞を招くことにつながりかねないことから、平成29年度北海道最低賃金の改正に当たって必要な措置を講ずることを求めるため、安村議員、太田議員、高木議員、上田議員、村瀬議員、本多議員の賛成を得て提出するものです。

ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げまして、提案理由といたします。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。
これから意見書案第3号 平成29年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。
したがって、意見書案第3号は原案のとおり可決をされました。

◎日程第9 村政に関する一般質問

○議 長 次に、日程第9、村政に関する一般質問を行います。
順次発言を許します。

1番、安村さん。

○1番安村議員 議長の許可をいただき、通告に基づきご質問させていただきます。今回は、2課題について村長の見解を求めたいというふうに思っております。

まず、第1点目でございますけれども、平成28年度台風等被害発生の検証と地域防災計画の早期樹立についての見解を求めさせていただきます。平成28年8月末に連続して本道に上陸した台風は本村にも多大なる被害を及ぼし、その爪跡はいまだ生々しく、緊急対応措置はなされましたが、その後一向に整備が図られていない実情がございます。とりわけ河川のり面の崩壊跡については危険状態にあり、早急なる改修が必要であると思われまし、農用地の復旧についても表面的には農業者の懸命な努力により進んではいますが、いまだ完全復旧のめどは立っておりません。そのような状況を踏まえまして、まず第1点目でございますけれども、平成28年8月下旬に発生した台風等被害は更別村でも多くの住民が不安にさらされ、残念ながら多大な被害を受ける結果となりましたが、それら被害に対する検証と災害対策における体制整備のあり方についてどのような総括、検証を行ったのか、まずご質問させていただきたいと思います。

2点目でございますけれども、村長は本年の執行方針にて本村の地域防災計画を修正するとの提案を行ったわけでございますけれども、いつまでに計画を策定し、住民周知を図

るのか。災害は予期できるものではなく、台風、大雨などによる災害における認識は村内では極めて低いわけであり、住民の生命、財産、そして生産基盤である農用地を災害から守ることが喫緊の課題、改善すべき事項であると考えております。いつまでに修正計画を作成し、住民周知を図るのか、加えて災害、有事の際の体制整備全般につきどのような体制をもって避難訓練などを図っていくのか、その点のご説明もいただければというふうに思っております。

3点目でございますけれども、各行政区総会も既に終了いたしました。地域防災対策に対する提言は村から全くございませんでした。災害に対する住民避難、訓練体制はでき得る限り早期計画に基づき実施すべきであり、そのためにも災害本部体制整備とともに住民周知と住民参画による模擬避難訓練を早期に実施すべきと考えますが、村長はどのような方針を持って災害対策改善に向け対策を図ろうとしているのか、具現化に向けた方針等についてご説明をいただきたいというふうに思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 安村議員さんの平成28年度台風等被害に対する検証と地域防災計画の早期樹立について、3点にわたってご質問ありました。それについてお答えをさせていただきたいと思います。

まず、1点目の平成28年度の本村台風等被害の発生を受けて、いかなる検証を実施し、その総括はどのようにしたのかというところについてお答えいたします。昨年8月17日から、わずか2週間の間に台風7号、11号、9号、10号が相次いで上陸、接近をしました。十勝全域で被害が発生し、住民生活と地域経済に多大な影響を及ぼしました。とりわけ台風10号とともに北上した暖かい空気は、日高山脈で雨雲となり、300ミリを超える豪雨をもたらした。甚大な被害が発生いたしました。本村におきましても、豆類956ヘクタール、ばれいしょ940ヘクタール、てん菜354ヘクタール、スイートコーン143ヘクタールなどの圃場で農作物が被害を受け、また農地への土砂の流入、表土流出、格納庫などの農業施設の損壊といった農業被害は深刻なものとなりました。村では、農地等災害復旧費補助事業を創設し、農地及び農業施設の復旧にかかわる負担の軽減を図るとともに、営農継続に向けた支援を現在も進めているところであります。また、上更別地域におきましては、これまでの大雨災害の規模を上回る圃場の冠水、滞水被害が発生したことから、今後も安定的な農作物生産が可能となるよう、新たに大規模な明渠排水、排水路の設置を検討しております。

サラベツ川は、国道橋におきましてあふれ出し、近隣住宅等に床下浸水等の被害をもたらしました。サラベツ川は、これまでも増水時に土のうを設置し、被害の軽減を図ってまいりましたが、抜本的な改修が必要であると認識しております。過去に国営事業で行われた河川改修後に国から管理者である北海道に財産の移管が行われていなかったことから、北海道で河川改修の計画が策定できずにあります。これまでも長年国、北海道に対し、河川改修計画の早期策定、事業の早期着手を求めてまいりましたが、さまざまなルートを通じ、より強力に要望し、一刻も早い事業着手に向け努力をしてまいりたいと考えておる次

第であります。住民の避難には至りませんでしたけれども、4軒の床下浸水の住宅被害が発生をいたしております。避難所の設営、運営、避難勧告のタイミングなど、住民の命を第一として、改めて点検いたしたいというふうに考えております。8月17日の台風7号、同月30日から31日未明の台風10号の災害対応のため、災害対策本部を設置いたしました。このうち台風10号にかかわる災害対策本部は深夜における設置ということもあり、災害対策本部設置前の職員の待機体制、災害対策本部設置時の職員の招集のあり方が課題として残りました。さらに、職員は被害状況調査や倒木処理など業務に当たりましたが、夜間降雨の中での作業ということもあり、職員の安全確保に十分に留意しなければならないものと認識をしております。7月から8月にかけて台風が多く発生いたしますので、その前にいま一度昨年の対応を点検し、課題点を全職員で確認し、共通理解しながら、迅速に台風災害に対応すべく万全の体制を整えてまいりたいというふうに考えております。

2点目の執行方針で述べました本村の地域防災計画の修正にかかわって、計画の策定あるいは住民周知をどのように図っていくかのご質問でありますけれども、これにお答えしたいと思います。更別村地域防災計画につきましては、災害対策基本法の規定に基づき、更別村の防災に関し、予防、応急及び復旧等の災害対策を実施するに当たりまして、更別村防災会議設置条例の規定により、昭和59年策定以来、法律改正や北海道防災計画の変更を受け、適宜修正を加えております。直近では平成27年1月に見直しを行っているところであります。村政執行方針において申し上げましたとおり、昨年の台風被害を踏まえまして、災害対策基本法や北海道防災計画の内容はもとより、本村における防災に関し、予防、応急及び復旧等の災害対策が実効性のあるものなのか、抜本的な検証を図り、修正することとしております。修正に当たりましては、更別村防災会議におきまして、北海道警察、北海道開発局、十勝総合振興局、陸上自衛隊など関係機関のご意見を頂戴することになりますけれども、計画内容の調査、分析、検証、各種防災関連データの整理、更新、関連する諸計画との照合、整理、防災対策の検討を総合的かつ効率的に行うため、専門的、技術的な見地から計画の内容を検証していきたいと思っております。専門業者への委託とし、一般会計予算において必要な予算を議会においてお認めいただいているところでございます。このため、本年5月23日に指名競争入札を行い、5月25日に株式会社日本コンサルタントグループと更別村地域防災計画改定委託業務計画を締結しております。委託業務の期間は平成30年3月20日までとしておりますが、それまでには計画の素案の提示を受け、関係各課において内容を点検し、防災会議委員の皆様からご意見をいただくこととしております。なお、計画の修正を踏まえ、防災のしおりを改定し、防災計画の概要を住民の皆様にお知らせするとともに、村民の皆様の防災意識の向上に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

3点目の災害に対する住民避難、訓練体制、早期にしなければいけないということのご質問でありますけれども、防災訓練に関しましては、現更別村地域防災計画において第3章、災害予防計画、第2節、防災訓練計画に記述があるとおり、災害応急対策を円滑に実

施するため、関係機関と共同で防災訓練を行うなど、防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防災訓練を実施することとしております。修正後の防災計画に基づきまして、地域住民との連携による避難、救助訓練も含めた防災訓練を平成30年以降実現するものとしたいと思っております。このため、本年度につきましては防災訓練実施に必要な調査研究、関係機関との調整を図り、より実効性の高いものとなるよう実施計画を策定したいというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長 長 1 番、安村さん。

○1 番安村議員 今つらつらご説明いただきましたけれども、再度確認させていただきたい事項がございます。

まず、1 点目でございますけれども、ただいま関係機関との連携を図りながら、どう防災計画を再構築していくかというご説明をいただきました。私があくまでもここで申し上げたいのは、外部団体というか、村の組織の対策本部と関係機関、十勝総合振興局だとか、自衛隊だとか、そういう関係機関の部分は別として、住民がどう参画すべきなのか、どう認識すべきなのかという部分が私が今ご質問させていただいているところでございまして、その点の今の中で課題となっている点というのは、村長の今の説明もありましたように、夜中といえども職員に過重な負担がかかっているというのも実態です。有事の際に職員で全てが賄えるのですかという部分、村内関係機関に通達したときにその時点で間に合うのですかという心配がまずあるということです。特に、私も何回も申し上げている部分があるのですけれども、基本的には高齢者施設や何かの集約を図っていたという部分、非常に私個人としては危惧しているところでございまして、それらの援助あるいは避難という部分を含めたときに、課題というよりは、住民の生命だとか財産守るのだといいながら、果たして本当に実行できるのかと、非常に私としては不明瞭なところがあるということで、その点の考え方をまずお聞きさせていただきたいというふうに思っています。

それと、最終的に防災計画については道の防災指針も含めてということで、村としては、関係機関といいますか、地域防災計画の委員会があるということでございますので、それらの意見を踏まえて平成30年度以降にそれらのものについて明示したいということでございますけれども、これだけの被害を昨年受けて、しつこいようですけれども、サッチャルベツ川ののり面、まだ崩壊というか、進んでいます。あるいは、昭和区の、個人名は余り出せない部分あるのですけれども、下台の川、今のり面かなり崩壊しています。ことし仮に8 月なりにもう一度近いような降雨が更別にあったとしたら、多分住宅だとか住民だとかにかなりの影響が出るというふうに私は判断しているところなのですけれども、その点を踏まえると、30 年という期間の中で29 年のまだ半ばでございまして、それらの対策は図るべき、少なからず村が責任を持って対策、避難も含めての周知は僕は図るべきだと思っているのですけれども、その点の捉え方、考え方をもう一度お答えいただければというふうに思っております。

あと、なかなか文面の中に出てきていないのですけれども、農用地の復旧作業でございますけれども、確かに村も含めてかなりの補助事業、単独の補助も含めてということで農用地の表面的な復旧、農業者の努力もあって進めているわけでございますけれども、ただ私聞いている中で心配しているのは、農業者任せの中で、失礼な言い方ですけども、農業者に一任した形の農地の復旧を図っているということがございまして、表土の流亡や何かに対する土砂の搬入も含めてということで、なかなか土壌をすぐ復元できるような状況になっていない。表向きは表土はできたけれども、内容的に農作物をこれから継続して生産性を上げるための手法というのはなかなかできていないと思うのです。土壌に栄養がないというか、きちっとした土壌が手配できていないというのが僕は実態だというふうに踏まえております。それらを含めて、新たな対策も含めて、これからは生産性向上に対して土壌をどういうふうに活性化させていくかということも一つの課題解決としてあるのではないかと思います。ある意味では、せつかく村として、有機村の宣言はしておりませんが、農協を中心とした大型堆肥場があるという部分ありますので、それらを含めた中での対応も少しは考えられないかなというふうな私見を持っているところでございますので、それら含めた対応も含めてご回答いただければというふうに思っております。

○議 長 西山村長。

○村 長 3点にわたってお話がありましたのですけれども、1点目の住民参画。災害当時、あの当時も真夜中に招集をして、そして災害対策本部設置をしました。その中では、関係機関ということで、常時十勝総合振興局、あるいは第4普通科連隊は該当の部隊が常駐しておりまして、すぐに助けが必要なときは本部に連絡をして派遣していただくということで、ずっと朝までいていただきました。というようなことですけども、根本は住民がどのように参画をするかということであります。これは、以前にも同じようなご指摘がございまして、その部分についてしっかりと考えていかなければならないということと、早期にそういうものは実現していかなければならないということをお答えしていると思います。

1つは、弱者といいますか、高齢者、その方たちの部分について被害が起きた場合にどういうふうに避難をしていくのかということで、一応点検といいますか、各課に、保健福祉課等へ問い合わせをしております。誰がどのような、独居世帯、ひとり暮らしで本当に不安になっている方もいらっしゃるし、その部分で誰が、あるいはどの職員が、あるいは行政のどの部分の行政区の方がその方のところに行って、安否を気遣って、そして非常事態に点検、避難をさせるかということについて、その掌握はできているのかということについて点検をしましたが、掌握をしておりました。ただ、その部分についてはしっかり福祉避難所というのをも新たに設置をしまして、その部分の方をしっかりと避難をさせていくというような部分も含めまして、具体的に本当にやらなければならないということでもあります。ただ、やるとなりましたら、私は徹底的にやりたいと思っておりますので、通常の避難訓練等々はありませんけれども、それで全てが解決するというわけではありません。

れども、今年度防災計画本当に見直さなければいけませんし、前にご指摘がありましたけれども、防災のしおり、これについても従来冠水地があったり、いろんな部分もありました。これについては地震等については書いてありますけれども、書いていないというところがありまして、これについても改定をします。その計画を段階的にやるのかという指摘をされると、大変申しわけないですけれども、その部分をきっちり整理しながら、そして体制もきちんと明確にして、それを職員に理解をさせて、そして避難訓練を、きちんと予算措置を伴う大きな、行政区も巻き込んだ、そういうような避難訓練を実施したいというふうに考えておる次第であります。ただ、その内容については十分にするようにということで、危機感を持って、昨年と同じような台風が来ないとは限りませんというようなことも含めまして、これについての備えは十分にしていかなければいけないというふうに考えております。

2つ目ですけれども、河川、私も2度にわたって河川ののり面の崩れとか、いろんな部分、農地の部分を見てきました。回るのに2時間以上かかりました。上流のほうまで点検しますと、かなりのところで農道が消えてなくなっていたり、いろんな部分があります。土壌が流されているというようなどころもありまして、これは前にもお話ししましたけれども、5年、10年で今の豊かな土壌をつくったわけではないと。生産者の方も来て、村長、これを回復するには、我々は80年から100年かかってこの土をつくってきたと、だから今の豊かな農地があると、これをもとに戻すには5年、10年で済まない。これは、積極的に農業政策というか、農業基盤の整備ということで道や国に働きかけをしてしっかりやってもらいたいということで、今河川については開発と国に対して早急に取り組むように申し入れをしてありますし、何度も打ち合わせをしております。手がつくところから直ちに始めるということでありまして、その部分では今進んでいるところであります。ただ、緊急性を要する順番とか、いろんな部分もありまして、ではいつまでにというようなこともあるのですけれども、我々としては早急にその辺について働きかけをしております。その点では今確かに動いてきているというふうなことで思っております。

あと、農地ですけれども、先ほども言いましたように独自に村も、国の基準に適合しない、道の基準に適合しない部分で被害を受けておられる方たくさんおられましたので、議会の皆さんの承認を得ながら、村独自の補助事業というか、救済措置というか、復旧事業を組み立てております。今回も予算の中に入れていただきましたけれども、補正の中にも入っていますけれども、被害を受けた方が早急に修復したりできますように、今随時進めているところであります。これについても、農地の復旧作業と土壌等、先ほどもありましたけれども、抜本的に解決しなければいけない問題もたくさんあります。そこは、私としては危機感あるいはスピード感を持ってやらなければいけないということを自分自身としては職員全体も含めて認識すべきであるというふうに思っていますので、その部分は本当に強く働きかけをしながら、そして村が独自にできることについては、積極的に皆さん方に提案をして実施をしていきたいというふうに考えておる次第であります。

以上でございます。

○議 長 1 番、安村さん。

○1 番安村議員 それでは、最後の質問になりますけれども、確認も含めてもう一度させていただきますというふうに思います。

防災関係について種々いろんな部分があって、なかなか早急という回答をいただけなかった部分も正直言っているのですが、ここは高齢者も含めて、地域も含めて一丸となってという部分ありますので、来年度という、30年に向けてという考え方でなくて、今できる、8月までにできるという部分の体制づくり、何とか最小限でもいいですから図っていただいて、住民に周知していただきたいというふうをお願いをまずさせていただきたいというふうに思います。これはあくまでも私の質問は、水害とか、そういう部分だけを問うているようにあたかも解釈されがちなのですが、地震という部分の恐ろしさもあります。避難場所も含めて、高齢者もいる、いろんな部分があるという部分から見ると、避難場所も明確に示されているというか、他町村に行けば電柱に、あなたの避難場所はここです、あなたの地域の避難場所はここです、第何区はここですというようにある程度示した部分もあります。更別村は全くありません。村長が今示していただいたように、確かに27年に防災のしおりは出しました。その防災のしおりで、全てが皆さんが目を通して、その部分で訓練もなくて、円滑に十分避難所に行けるかという、私はそんな甘いものではないと思っていますし、まして水害にかかわらず地震も含めたら、いつ何どき、ぱっと来たときに、震度6です、震度7ですといったときに、これはなかなか対応できるものではないという危機感というか、それは日ごろ住民も含めてきちっとやっていかなければということではないというふうに判断していますので、その点お願いも含めて、再度でございますけれども、村長の所見をお伺いして、この質問を終わらせていただきたいと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 今安村議員さんのご指摘のとおりであります。私どもといたしましても、村民の生命と財産を守ることについては、特に水害はもちろんそうですけれども、地震、あるいはいろんな災害に対しての備えというものが十分になければならないと思いますし、日々消防団の訓練、あるいはいろんな避難訓練等を通じ働きかけをしているところであります。ただ、更別は災害がないのではないかなというふうなお話もされるわけですが、決して私はそうは思っておりません。大きな地震が起きたときの対応とか、あるいは今Jアラートが鳴った場合についてどういうふうにするのかということで、道からも国からも避難の体制を明確にするようにというふうな指示もございました。ということで、いろんな部分で本当に危機的な状況に至る前に体制づくりをしていくということと、住民の皆さんに周知徹底をするということが必要であると思います。また、具体的に先ほどご指摘がありました避難場所の掲示物等々、これの点検もいたしまして、早急に対応していきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議 長 1 番、安村さん。

○1 番安村議員 それでは、次の質問に移らせていただきます。2 点目でございますけれども、更別村リラクタウン構想計画の進捗成果と今後の対応策について見解を求めさせていただきますというふうに思います。

更別村は、平成10年度から平成19年度の10カ年を期間とする第4期総合計画を踏まえ、平成18年9月にリラクタウン構想計画を策定し、総合福祉関連施設整備を図るべく着手したわけでございますが、そこには暮らしのための宅地整備や保健、福祉、医療サービスの充実並びに各種施設の整備というすばらしい構想があり、一步一步確実に進めてきた経緯がございます。その点は高く評価されるものでありますし、ただ一方、課題もないわけではありません。そこで、本リラクタウン構想計画について何点か伺いをさせていただきますというふうに思います。

1 点目でございますけれども、村は第4期総合計画を踏まえ、平成18年9月に健康で安らぎに満ちた村をつくるというための具体的施策として、リラクタウン構想計画を樹立いたしました。計画立案から10年が経過している中で、本構想の進捗成果についてどのような総括をし、未達成事業についてどのような対策を考えているのかお聞きさせていただきたいと思います。といいますのは、構想計画では供用予定時期を平成19年度から21年度としておりましたが、それら計画の実効性についてどのような対応が図られたのか、具体的流れの経緯についてご説明を加えていただければというふうに思っております。

第2点目でございますけれども、村は第4期総合計画での重要項目としてリラクタウン構想計画を策定し、その実現に向け、対応を図ってきたわけでございますが、残念ながらその進捗状況については第5期総合計画では構想計画の見直しを図ることもなく、現在に至っております。本年が最終年になると思うのですけれども、本来構想計画は村行政として村民に示したとても重要な施策であり、計画立案経過年数からしても本計画書のままでよいということには決してならないというふうに考えているところでございます。本年度、来年に向けた第6期総合計画の樹立に向け、ただいま検討している最中であるというふうには思いますが、本構想の位置づけについての第6期総合計画への精査はどのように図ってまいるのか、それらについての見解を求めたいというふうに思っております。

第3点目でございます。本構想は、くつろぎの生活創造であり、まさしくそのための施設計画を示したものでありまして、極めて住民の期待度も高いと考えられます。行政は、真摯に本構想の実現に向けて取り組むべきであり、仮に構想計画に変更があるとするならば、速やかに住民にその旨を示すのが筋であり、本構想実現に向けての今後の方針案についてできる限りのご説明をいただければというふうに思っております。

以上、3 点についてご説明いただければというふうに思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 安村議員の更別村リラクタウン構想計画の進捗成果と今後の対応策について

のご質問でありましたけれども、お答えをしていきたいというふうに思います。

1点目のリラクタウン構想の進捗成果及び未達成事業についての対策でございますけれども、リラクタウン構想では施設整備の必要性において3つの施設が示されておりました。1つ目として、高齢者福祉施設の介護保険法の改正による地域密着型サービス施設、供用開始でございますけれども、供用開始時期が若干おくれましたけれども、計画年度内に稼働しております。また、住宅分譲地の供給に対しましても、分譲地は計画どおり完成しておりますけれども、下水道、簡易水道は宅地分譲地及び高齢者福祉施設部分は完成、障害者施設用地については未完成の状態にあります。続いて、障害者福祉施設につきましては、社会福祉法人が整備する障害者自立支援訓練、生活支援施設、栽培農園、グループホーム、村で整備する地域ふれあい施設、公共駐車場、緑の広場であります。関連するものとして、一体的に整備する予定でございましたけれども、障害者自立支援訓練、生活支援施設、栽培農園、グループホーム計画の遅延により、村の建設する部分もおくれてきた経過がございます。今般平成29年1月19日、社会福祉法人より正式に障害者福祉施設の建設が困難であるということが申されましたので、計画された施設3区分のうち2区分が完成しているところから、3分の2の完成と総括をし、未達成事業につきましても現在構想の見直しを行っているところであります。随時障害者団体、関連団体との意見交換を行い、構想の再構築を図っていききたいと考えているところであります。

2点目の計画の実効性についての対応ですけれども、高齢者福祉施設の地域密着型サービス施設につきましては、建築基準法の改正による構造計算方法の変更による確認通知申請のおくれ、手続の長期化のために開設日が当初の平成20年4月から平成20年8月におくれました。法人の具体的運営計画、施設設計図面、収支計算書の申請書類作成等がおくれたこともあり、平成23年以降の建設として村も了承し、平成21年8月に社会福祉法人より平成23年度から25年度までの期間で社会福祉施設整備計画を北海道に提出した経過があります。障害者施設につきましては、政権交代の影響で障害者自立支援法の再改正も予定され、施設入所者を地域に戻す動きが流動的な状況となってきたことと、障害者を取り巻く環境の変化を見きわめることが必要な状況となっていたところであります。このため、平成21年11月の社会福祉法人理事会で検討された結果、更別村にさらに1年延期の申し出があり、村としても収支確保、利用者の確保、施設の建設規模等について再検討することが長期の施設運営のためには必要と考え、平成24年度建設、平成25年度開設するところを認めてきたところであります。平成22年4月には、十勝保健福祉事務所、十勝総合振興局でありますけれども、社会福祉法人、村を加え協議を行い、就労支援施設の運営方法等につき助言を受け、開設の計画作成に入りましたが、障害者自立支援法で当時計画されていた障害者を地域に戻すことがトーンダウンして、計画当初18名の施設入所者が退所により本村に戻ってくる見込みがなくなったというような状況になり、障害者総合支援法の内容が不透明なこともありまして、平成23年度には就労支援施設を平成25年度の供用開始を目指し、関係機関と打ち合わせや自立支援協議会の意見をいただいて検討を進めてきたところ

であります。就労支援施設のノウハウも乏しいため、まず日中の居場所を確保しながら、障害者の個々の特性やニーズを把握することが必要であるとの結論に至り、地域活動センターとしてサッチャル館の運営を始め、今後5年程度かけ、これを基盤として就労施設への支援のあり方を検討することとされました。平成27年6月に再度村として社会福祉法人に就労支援施設の開設検討状況を問い直し、建設を促してまいりましたが、法人で検討の上、先ほども答弁の中にありましたとおり、本年1月19日に法人から正式に建設断念の回答を得たところであります。村として構想の再検討を行う必要があるという状況となっております。

3点目の第6期総合計画のリラクタウン構想の位置づけと精査についてですけれども、1点目でご説明したとおり、リラクタウン構想の見直し、第4期村障がい者福祉計画の策定に当たり、現在障害者団体等との意見交換会を行い、計画の見直しを図っている最中であり、その中で建設等が必要と見込まれているものは、総合計画に登載する予定であります。特に現在のリラクタウン構想に登載している地域ふれあい施設につき、周辺の状況等の変化を踏まえ、機能等の再検討を行うとともに、グループホームの設置についてもこれは検討させていただきたいというふうに思っています。

構想変更に係る住民説明と今後の方針案についてですけれども、議員のご指摘のとおり情報公開は重要であると考えております。構想の見直し等に当たって、現在さまざまな意見をいただいているところでありますけれども、それらの意見をしっかりと集約をしながら、それをもとに役場関係各課で素案策定を行っていきたいというふうに考えております。素案ができ次第、再度関係団体に示し、北海道が策定する各計画との整合性を図りつつ、原案を作成、村のホームページの公開、保健福祉推進委員会の意見も諮りつつ、議会に対し一般報告をさせていただきますので、よろしくご理解をお願いしたいというふうに思います。

以上、回答とさせていただきます。

○議 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 ありがとうございます。このリラクタウン構想につきましては、いずれにしても外部団体を巻き込んだ中で村の方針をある程度進めたいという思惑できた計画でございますので、何せ相手があるということの厳しさがここ10年でよく理解できたような気がしますけれども、ただリラクタウン構想については村が責任を持って、これは2006年の10月の広報なのでございますけれども、リラクタウン構想について誰もが安心して住み続けられる村を目指してということで、これは社会福祉法人が整備する部分、村長の今つらつらと何項目かの説明がございました。それらを含めて、村が独自でやる部分の明確な計画案も示していたところであります。それは、どちらが優先するかという部分ではなくて、総合計画関係の中で整備するというのが最上級のベストなのでございますけれども、そういう部分が一部の部分で滞ってしまったという現実はあると思うのでございますけれども、私は特に社会福祉法人がどうのこうのという部分もありますし、それはそれとして、村はそれを受けてどう

住民に情報公開していくかという責任があると思いますけれども、ただ指摘というよりも私が心配しているのは、村が独自でやりますという部分、おおむねできています。正直言いまして、年度は多少ずれていてもおおむねできています。賃貸住宅の部分だとか、宅地分譲だとか、公共駐車場の整備だとか、道路、水道、下水道の整備だとか、これは住宅分譲にかかわる部分の一環としてやっているのですけれども、ただこの中で緑地帯の部分、それと地域交流施設、公園の整備、これって意外と、さらっと目を通した中では見過ごしてしまうのですけれども、ここの構想というのはすごく大事だというふうにここにも書いてあるわけです。なぜかという、お年寄りや子ども、ご婦人の皆さんが気軽に自分の時間を過ごす場であり、ボランティアの中心的な集まりの場として公園とあわせ20年度に整備する予定でございますと。これは、文面だけ読めば、関連施設の部分でやらなければならない部分だなというふうに捉えがちなのですけれども、私はこれはお年寄りから子ども、ご婦人という部分の文面、この3者というのはすごく重要に捉えているのですけれども、これにあえて村として着手しなかったという部分については少し私としては理解できないところがございまして、その点についてのさらなるご説明をいただければというふうに思っています。

また、その他につきましては、障害者の関係の施設云々については同僚議員が後ほどそれらの部分についての内容精査についてご質問させていただくと思いますので、私はあくまでもリラクタウン構想の中の全体枠の中でどう村として捉えて、構想を変更するのであれば、どう住民に周知を図り、理解をしていただくかという部分と地域交流施設、私すごくひっかかっている部分がございまして、これは村としてどういう理由があろうとも、集いの場所というのは僕は早急に施設をつくるべきというふうに判断はしているのですけれども、その点の部分についての2点についてご説明いただければというふうに思っております。

○議 長 西山村長。

○村 長 今安村議員さんからのご指摘、全くそのとおりだというふうに考えています。私も非常に残念だと思っているのは、リラクタウン構想ができてから今日に至るまで、就労支援等の関係も含めまして何回か促してきたということは法人のほうにもあるのですけれども、それは法人だけの責任ということではなくて、村としてもほかにも計画が、後で村瀬議員さんが質問されますけれども、2つあるのです。それが最終年度であるわけです。リラクタウンに関しては、10年以上そのままです。待っている人たちもいて、それでこちらのほうに来られた方もたくさんいます。村は、医療、福祉、子育てともに注目をされていますし、リラクタウン構想、しっかりとこれを実現するということは、これは行政の責任であります。これは責務です。計画を立てて、そのまま計画をほったらかしにするというのであれば、これは非常に住民に対して無責任な行政の執行のあり方だというふうに考えます。今ご指摘あったとおり、その部分でリラクタウン構想全体を今関係者の皆さんと協議をしております。どういう施設をどのようにつくっていったらいいのかとか、

あるいは今ご指摘がありました子ども、お年寄り、そしてほかにも弱者の方もいられますし、障害者の方も含めて、障害のある方もない方も含めて、その部分で生きがいを持って、そして暮らしていけるような、そういうエリアをしっかりと村としても構築する必要がありますし、私はそのことを絶対にやり遂げたいというふうに考えております。

その点で、今構想を練っていますが、いろんな部分で自立支援協議会も福祉の関係の会議もなかなか意見を聞く場がありませんでした。今回新たにそういう団体の方も正式に入っていただきまして、その中でいろんなニーズの把握あるいは要望を取り入れながら、全てが全てということではありませんけれども、しっかりとほかの住民の皆さんの声も聞き取りながら、そういう構想をしっかりと実現していきたいというふうに思います。ただ、これについては、自分としては期限をきちんと設定する必要がありますし、また計画を立てて、いつまでたってもできないということでは困りますので、優先されるもの、例えば障害者の就労支援施設の選択肢の一つとして認めていただきましたB型就労支援ということもありますけれども、あくまで選択肢の一つであります。ほかにも、私はA型の就労支援施設、あるいは作業所、ひいては訓練の終わった後が大事です。雇用を村でどういうふう to 実現していくのか、村の商工業者や、あるいはいろんな企業も含めて新たにまたそういう雇用を呼び起こすということで、安心して働ける場所、自立できるだけの賃金をもらって生活できるようにしたいということが基本であります。さらには、保護者の皆さんとか非常に心配されているのは、子どもたちが将来にわたって本当にそれが保障されるのかどうかということは非常に心配されております。この部分ではグループホームの建設、設置は、これはなくてはならないものだというふうに考えています。これについても今しっかりと検討して、計画を組み立て、先進地もいろいろと視察をしながら、具体的に実行していきたいというふうに考えています。早急に手がけたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 1番、安村さん。

○1番安村議員 それでは、最後になります。今説明いただいた中で十分理解できた部分はございますけれども、ただ最後に言いたいことは、リラクタウン構想というのはもう既にスタートして10年たっているという、そういう意味だけではなくて、これは住民も含めて大変期待の高いところでありまして、リラクタウン構想という計画がもし仮に10年経過した中で変更やむなしというのであれば、住民の意見を聞きながらでもいいですから、村としての姿勢をきちっとリラクタウン構想計画という部分でもう一度僕は再構築すべきだというふうに捉えています。その考え方が僕は正しいのではないかというふうに捉えているところです。

加えて、今説明ありましたように、これらの障害者施設も含めてという、社会福祉法人のいきさつも含めて、これらの経緯も含めた中で次期第6期総合計画の中に入れていくと言いますけれども、それは総合計画の中の立案であって、リラクタウン構想は白紙撤回できるものではありませんので、それらを含めて再度計画についての対応策をきちっともつ

と親切に住民に示すべきでありますし、また障害者だとか高齢者対策も含めて、再度必要であればそれはそれなりに第6期総合計画の中に組み込むべきだというふうに判断しているところでありますので、最後でございますけれども、それらの考え方について村長の考え方あれば答えていただきたい、説明していただきたいというふうに思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 私も公約の中に掲げました。障害者福祉についてしっかりと実現をしていくというようなこともありました。その中で、リラクタウン構想は、これは再構築、今ご指摘がありましたけれども、再構築するということです。それをしなければ、何のための計画だったということなのです。私は、その辺では真摯にそこが進んでいなかった部分については村民の皆さんに謝罪をして、そして新たに再構築をするべきであるというふうに考えておりますし、安村議員さんのご指摘のとおりだというふうに思います。決意を持って再構築に向かって進んでいきたいというふうに思います。さらには、6期の総合計画を今策定しておりますけれども、その部分も当然登載ということになりますので、その部分を含めて村全体として福祉サービス、あるいは医療、福祉、子育て、その辺の部分も含めましてしっかりと計画を立案して村政の実行に当たっていききたいというふうに考えています。決意を持って進めるということをお約束したいというふうに思います。

以上でございます。

○1番安村議員 ありがとうございます。終わります。

○議 長 ここで、昼食のため午後1時30分まで休憩といたします。

午前11時58分 休憩

午後 1時29分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

村政に関する一般質問を続けます。

6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、村民の生活の安心を高めるまちづくりのための福祉政策について一般質問させていただきます。

初めに、更別村のお店が1つ閉じました。これからも続く環境であり、このことが人口減少の始まりとなります。今年度執行方針で、市街地活性化実施計画をもとにして進めていくとしていますが、私は活性化が図れるか疑問でございます。今後新たなお店や事業所がふえるような環境があるのでしょうか。市街地に人の流れがふえるのでしょうか。現施策でお店が閉じていくというようなことにならないことを願うばかりでございます。

それでは、本論に入らせていただきます。さきの安村議員と重複する部分が多々あるかと思いますが、お許しいただきます。それでは、ここ喫緊の課題であります地方創生の折り返しの年ですが、地方自治の本来の目的であります自治法に、住民の福祉の増

進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとするとしています。今期総合計画の基本目標の第2章に、生活の安心を高めるまちづくりとして社会福祉政策を掲げてございます。6つの項目を挙げていますが、昨年とほぼ同様な内容の中であって、1つに地域医療の確保関連では、昨年と比べ、地域医療の発展に医師、医学生の研究受け入れに積極的な支援をすると加えられました。ぜひこのテーマを熱中小学校などとリンクできないか、検討するに値すると私は思っています。2つ目のことですが、障害児関連で相談業務から、充実という言葉を加えられました。また、雇用が就労支援に変わり、就労支援と生きがいの場の誘致を進めるに変わりました。さらに、障害者差別解消法理念に基づき、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につながると2行厚くなりました。これが今年度の村の福祉行政であります、何か私にはわかりづらいと思うところです。

それは、福祉政策の幾つかの政策を掲げるための基本、更別村の社会福祉の具体的目標やその実現に向けた関連性や連携などのアプローチ、タイムテーブルが明確に示されていないと思うところでございます。それは、その基本が総合計画では余りにも抽象的で、理念と取り組みの推進とありますが、それだけではとても理解することができません。現実的に目標を達成するためには、そのための手法や具体的施策、よりわかりやすく、別に新たな計画書などを示すことが私は必要と考えます。福祉政策を推進するには、村と同様に私もいろいろな関連する機関と十分な連携を図りながら進めなければならないと考えています。執行方針の地域福祉活動の推進関連で、今支え合いのまちづくりのワークショップを社会福祉協議会が先頭に立って進めています。これでは村の課題が執行者が傍観者のようで、顔が見えません。

また、障害児関連でも就労支援の連携などとしていますが、就労のアプローチとしてのハード事業は今社協で進めています。今年度村はやっと、就労支援として民間である身障者就労移行支援、就労継続支援B型の施設が計画されました。このことは大変大きな一歩を踏み出したと思いますが、この施設が就労に結びつく前段階、または後段階として社協あるいは企業とどのような連携を図り、進めていくのか、立ち位置がいま一つ見えません。村は福祉政策の先頭に立って進めていくのか、あるいは説明不足でわかりづらいだけなのか、丁寧な説明が必要だと私は思います。

また、連携についてですが、低所得者などに社会福祉協議会が歳末義援金の配付を実施している中であって、村は年暮れの福祉灯油等の助成が低所得者の支援金にかわりました。支給時期や金額は、とても似通った内容になっています。また、昨年社会福祉協議会の修学資金貸付事業が紹介されていました。経過など内容を尋ねましたら、指定寄附を受けたことに伴い、その活用を図る独自利用として低所得者の生活支援、大学、短期大学、専修大学の教育、医療、福祉に関係する学科へ進学する者に貸し付けるとしています。この制度を新設するに当たり、担当者のご苦労もなされたようですが、村には現在看護職員養成修学資金貸付条例があります。これは、村と相談して進めたということですが、助成目的

は同じでないにしても、保健師、看護師を目指す学生の支援という点では同じではないでしょうか。村は、村が助成している社会福祉協議会と連携が本当に図られているのか。どのような協議をされているか。結果として私は二重行政になっているように思います。るる申しませんが、いずれにしても村はもっと住民の前に出て、村民の生活の安心を高めるまちづくりのために村が基軸となり、そのもとで関係する機関や住民と一緒に行動計画を立てるなど、村は村民に施策も人の顔も見える福祉行政でなくてはならないと私は考えてございます。

そこで、以下の質問をさせていただきます。1つ目に、第6期総合計画の策定に向けて昨年引き続き住民参画の手法の一つとしてワークショップを行う考えはないかと通告しましたが、どうもいとまがないようですので、現在職員間のワークショップはもとより、諮問機関の夢大地さらべつ推進委員会において闊達な意見をいただくことで十分村民の意見が反映されると理解してよろしいか。

2つ目に、更別村の社会福祉の推進を図るために、村は地域福祉計画を作成する考えはないか。また、社会福祉協議会では今年度第6期地域福祉活動計画の改定年次であります。村はその関連性をどのように図り、連携する福祉行動計画とさせるのか。

3つ目には、平成29年度、第4期いきいきふれあい計画、障がい者福祉計画の策定に向けて、今期計画での課題が全て解決されていない中であって、今度の4期には何を課題とし、何を目標としてどのような具体的施策を図るのか。

どのような計画とするか、以上3点について伺います。

いずれにしても、更別村は曙町の一角を福祉ゾーンとして、保健、医療、福祉の各施設を計画的に整備しましたが、この10年間何ら進展はなく、特に障害者の福祉行政が置き去りにされましたことは前任の村長の責任であると思いますが、今年度第6期総合計画の策定は重要であります。また、関連したいろいろな事業計画の改定年次でもあります。その中で、このたび福祉行政については、リラクタウン構想はハード面の計画でさきに安村議員がるる質問されました。私は、福祉行政のソフトの部分の各福祉計画を作成するに当たり、現状の課題を的確に判断して具体的な目標を明確にし、一歩前進する。一年一年の積み上げとなる行動するための計画を求めるものであります。なおさら協働の社会を求めるならば、広く村民と意見や議論を行う必要があると考えますが、村の社会福祉を進めるに当たり、西山村長の考えをお伺いします。

○議 長 西山村長。

○村 長 村瀬議員さんの村民の生活の安心を高めるまちづくりのための福祉政策についてのご質問にお答えさせていただきたいと思います。

3点にわたりありました。まず、1点目の第6期総合計画の策定に引き続きワークショップ等を行う考えはないかということですが、第6期の更別村総合計画の策定につきましては、昨年度から策定作業を進めております。住民及び中学生の皆さんによるアンケート、まちづくりアンケートの実施、それと各団体からもアンケートにお答えいただき、

意見の吸い上げを行ってまいりました。ワークショップにつきましては、公募により参加してくださった18名の皆さんによりまして、ことし1月30日から2月27日の間に計4回開催しております。多くの貴重な意見を頂戴したところであります。そのような取り組みによりまして、村の将来像や今後の10年間の方向を示す基本構想を5月末までにまとめており、今後はその方向性を実現するための具体的な施策を示す基本計画並びに実施計画の策定が必要となっております。現在作業を進めております。基本計画と実施計画につきましては、従来から実施している事業の継続、あるいは新規事業の検討、実施に係る財源の確保など、行政の事務的、専門的知識を要する面もあります。ワークショップを新たにということではありますが、今現在夢大地、あるいは職員のワークショップ等も行っておりますけれども、その中で今策定過程ということで、新たにワークショップということではありませんけれども、意見の集約をその部分でしっかりとしていきたいというふうに思っていますので、その部分でご理解のほどをお願いしたいというふうに思います。

2点目の地域福祉計画の策定ですけれども、本年度はご指摘のとおり第4期いきいきふれあい計画、更別村障がい者福祉計画の策定年度に当たっております。今回は、第4期の更別村障がい福祉計画と統合して策定することを計画をしております。また、第7期の更別村高齢者福祉計画、介護保険事業計画も改定年度のために本年度中の策定が求められております。社会福祉協議会の第5期更別村地域福祉活動計画も前回の策定時に村の障がい者福祉計画と年次を同一として今年度中に策定することとなっておりますことから、村の計画、総合計画もありますけれども、内容の整合性を図れるように調整を行っていききたいと思います。議員の提案されている地域福祉計画の中身につきましては、現在個別計画の中に網羅させていきたいというふうに考えております。既存の計画をしっかりとニーズを、あるいは意見を聴取、吸い上げる中で、しっかりと計画を立てておりまして、議員さんがおっしゃる地域福祉計画についてですけれども、これについては既存の部分で含めて考えていきたいというのが今現在の考え方であります。

3点目の課題及び目標ですけれども、計画の継続性に鑑みて、基本的には第3期に掲げました障害の有無にかかわらず、住民全員がお互いの個性を尊重しながらともに生きることができると社会の実現を目指すための政策を行う予定としております。具体的な目標や事業内容については、今後しっかりと検討を進めていきたいと考えております。計画に関しましては、障害者団体との意見交換を行うなど、また基幹会議に入っていただくなど、当事者である住民からの意見を直接お聞きしている段階であるため、これを進めていきながら、素案ができた段階で障害者団体、高齢者団体等に提示をして、さらに意見聴取を行った上で策定していく予定であります。村としても、パブリックコメント等を含めて住民の皆様の意見を可能な限り反映させていくということが重要であるというふうに考えています。ご指摘のように、私は更別村を福祉立村というふうにも考えておりますので、先ほど来ご質問のありましたリラクタウン構想につきましてもしっかりと福祉ゾーン、あるいは村全体の大きな重要な部分として位置づけて、しっかりと実施をしてまいりたいというふ

うに考えています。

以上、回答とさせていただきます。

○議 長 6 番、村瀬さん。

○6 番村瀬議員 初めに、総合計画の過程について質問させていただきましたのは、福祉政策の基本が総合計画だということだったのでございましたので、させていただきます。ただ、今期総合計画の最も重要な課題として、協働の社会を進めるというようなことは恐らく入ってくるのだらうということは考えております。そこで、住民の意見を聞く諮問機関の夢大地さらべつ、ここに必ずしも専門的な知識を有する方がいるというふうに私は思いません。諮問をするとしても、やはり時間がない。この中において十分な意見が本当に得られるかということで、ちょっと質問させていただいたところでございますが、協働の社会と言われて、第4期、前の前からそういう言葉が出てきております。

そこで、福祉の推進を図るための再質問をさせていただきますけれども、今関係機関と連携して協働の社会を住民と支え合いで、または地域包括医療などなどとしていますが、村は福祉行政をするに当たり、その策定すべき地域福祉計画がないということで、行動計画ができるということに私は違和感を覚えているところでございます。これで本当に連携が図れるのか、そして協力などが求められるのか。そういうことを考えていきますと、私は本気で協働ということを捉えてはいないのではないかなというふうに考えるものですから、ここでしつこく質問させていただきますけれども、またほかに子育てや高齢者、介護などなどの各分野の地域福祉に関する施策を横断的に展開する計画が福祉計画でございます。ですから、今はここは義務的な策定となっていないところで、村は少し手を抜いているというふうに私は考えてございます。

釈迦に説法ですけれども、あえてここで述べさせていただきます。地域福祉を推進するためには、基本や体制をつくる地域福祉計画とそれを実行するための住民の活動、行動のあり方を定める地域福祉活動計画はいわゆる車の両輪でございます。これらを一体となって策定することの意義は、行政や住民、地域福祉活動団体、ボランティア、福祉事業者など地域にかかわる者の役割や協働が明確にされ、実効性が高まるとされてございます。先ほどの答弁では、整合性を図るとか、調整を図ると言いますが、これはどうも上から目線のように、一緒につくり上げていくという姿勢が私には伝わってきません。各関係と連携してと言いながら、課題があるごとにそれぞれの機関にやってくれと言っているようなことにはなっていないでしょうか。また、答弁の中に契約内容の重複があるとしていますが、これはつくり方の問題ですから、いろいろな検討がございます。

地域福祉を進めるに当たり、新たに地域福祉計画は立てないとしていますが、私は立てなくてはならないと考えていますので、再度質問しますが、1 点目に、高齢者福祉、障害者福祉、子育て支援、健康づくりの各分野の地域福祉に関する関連を横断的に展開する地域福祉計画をどのように捉えているのでしょうか。

2 点目に、各福祉計画の策定に住民参画が不可欠と言われます。協働してともに社会づ

くりを進めるために、村はどのような行動をして住民と向き合っているか。

この2点について再質問させてください。

○議長 長 西山村長。

○村 長 1点目の教育あるいは老人福祉、そして障害者等々、この部分含めて統合してというようなお話があって、そのためにはその部分の福祉分野のところを横断的につなぐような、そういう福祉計画が必要ではないかというようなお話でありました。ご指摘の部分は本当にそのとおりだと思いますけれども、今2つ、障がい者福祉計画といきいきふれあい計画ということで、この部分が今年度最終年度ということで、私これ見ましたけれども、両方とも未達成の部分がたくさんあります。その部分をしっかりとつくり直さなければいけないということと、今総合計画の基本計画の中ではその部分を網羅した目標というのは、基本目標の中で今提示をさせていただいています。心身の健康を支えるまちづくりということで、小さい村だからこそできる保健、医療、福祉の取り組みを進めて、更別村に住む一人一人が健康に心がけながら住みなれた場所で心身ともに健康に暮らせるまちづくりを進めますということで、大きな部分でその部分を挙げまして、地域健康づくり、保健、地域医療、地域福祉、高齢者福祉、障害者福祉、社会保障という形で、その部分を網羅した大きな柱立てをしております。その中で、具体的にその部分で村瀬議員おっしゃっている行動の指針といいますか、より具体的にこの2つの部分を統合して、福祉計画についていってみればそれが基本構想になるというふうに思うのですけれども、そういうような形で策定をしまして、実施をしていきたいなというようなことを考えております。

それと、どういうふうに行動に生かすかということと、村は先頭に立ってやらなければいけないのではないかなというようにお話もありました。まさにそのとおりです。村が先頭に立って福祉政策を進めなければ、なかなか前には進めませんし、今私が実感しているのは、障害者の福祉もそうですけれども、高齢者の福祉、医療ももう待ったなしの状況なのです。そして、これだけ課題が山積しているという状況はまずないと思います。だから、本当にやれるところから着手をして、皆さん方にお諮りをしながらどんどん、どんどん進めていきたいと思います。どういうふうに行動していくかという部分については、やっぱり積極的に職員なりがそういうニーズを把握したり、私が常日ごろ言っているのは、コミュニケーションをとって、いろんなところに出て行って、それをなおかつ政策にできる能力が必要であるというふうなことを言っています。どんどん、どんどん提案をして、そしてトップダウンではなくてボトムアップでその部分でどんどん、どんどん取り上げていきたいなと思っていますし、今進めておりますけれども、いろんな部分でいろんな方の意見を聞きながら、そういう形できちんと先頭に立って行動していきたいなというようなことを思っております。

以上であります。

○議長 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 質問の答えの中で、住民とどのように向かうかという具体的な行動があ

れば、あわせてお答えいただきたいのですが、村長先ほど言ったように、福祉立村を目指すということでございます。その村に福祉計画がないということについて、村長は個人的にそのことについて違和感がないのか。もう一度胸の中で暖めていただいて、そしゃくしていただきたいと私は思っております。

そこで、最後の質問になりますけれども、障害者ということで、いきいきふれあい計画、この中のノーマライゼーション社会の実現として目標を掲げながら、障害児の状況のアンケート調査をまとめて、その取り組みをしている現施策ということで計画されてございます。アンケート調査の中でちょっと気になりましたことを幾つか挙げて質問させていただきます。73%の方々が更別村で住みたい、家族などと暮らしたいとしています。これは、障害者でなくても、私たちもそういう傾向にございまして、それでも更別村を出ていく友人や兄弟がおります。このことは日常的現実と考えますけれども、私たち住んでいる人間がこの更別村をしっかりとつくるのが送り出した務めだというふうに思っておりますが、私が気になることは、アンケート調査の中で相談相手、ここが52%が家族になってございます。役場とあるのは8.8%です。ここは私は重く受けとめまして、そこで村は相談窓口の体制整備や専門的知識としたことを課題にしていますけれども、私は村や担当職員と家族、当事者との信頼関係がどれぐらいあるのかといったことがこの数字になっているかと思っております。要するに相談相手イコール信頼関係というふうに受けとめてございます。村は、ここまでできないことやしなければならぬこと、また広域でやらなければならぬこと、できることなどいろいろございます。そして、当事者と一緒にやらなければならぬと、そういった考え方も大事ではないかと思っております。基本の中に36条ありますが、お互いの信頼関係をつくった上で目標、やらなければならぬことを掲げ、達成、どのようにして行動していくかが計画でございます。そのような今度つくられる計画策定に向けましてですけれども、再度質問させていただきます。

第4期いきいきふれあい計画策定には当該関係者や住民と十分な意見交換や議論を重ねた計画に努めるはもとよりですが、福祉ホームといった課題をする考えはございませんか。策定の中にです。

そして、もう一つ、2つ目には、現状の関係機関と連携の中で村独自の啓発として障害者週間のような広く村民に理解していただくための事業や行事を考えてはいませんか。

3つ目に、就労支援に関してですけれども、今のB型施設と関連する村内外に、その前の段階、また後の段階をアプローチするような検討する課題としてはありませんか。

4つ目に、一人一人のケースがあるとしても、就労と将来を担う課題解決のために現在行われています更別村特別支援連携協議会があるかと思いますが、この登録数といいますか、数は今何名で、その個々の将来の課題解決するために現在活用されていますか。

5点目でございます。授産施設、就労に結びつくための更別村障害者施設物品調達がごみ袋1点になってございます。こここのところを今後検討する考えはございませんか。

いろいろ質問させていただきましたけれども、次期の計画策定に向けて、入り口論でも

構いませんので、ここでお願いします。

○議 長 西山村長。

○村 長 1 番目の福祉ホームということでございますけれども、全体の構想の中としては、いきいきふれあい計画をつくりますけれども、その中でいろいろ具体的な部分も記述といたしますか、障害者の方の現状とか、いろんな部分も含めて、具体的な行動計画とか、いろんな部分入っております。ナイター議会でも織田議員さんのほうからの質問にその関連でお答えしようとは思っていますけれども、シルバーとか、高齢者の方とか、障害者の方の部分についてはしっかり考えていかなければいけないなというようなことを思っていますし、そのことを自分の認識としてはそういうような形で思っております。

障害者週間ということでありますけれども、それはご指摘のとおりでありまして、村民の方に障害についての理解、あるいは親御さんの苦労というのですか、そういうような形でしっかりやっていかなければいけないのではないかなというようなことを思っています。手をつなぐ親の会で冊子をつくっていただきました。その部分では、いろいろ悩んでいる方おられませんかというようなことで、障害を持った保護者、親の方たちのご苦労とか、いろんな形があって、いろんな仲間もありますし、アドバイスもできますというようなことがあって、この部分ではしっかり村の人たちにもそういう形で理解をしてもらうということで思っています。特に重く受けとめているのは、どんなに障害があっても生まれ育った地域で普通に暮らしたいと、それが私たちの願いであります。そのために、どんな制度や支えが必要なのか、私たちは次の世代のために声を出し続けたいと思いますというようなことであります。いろんな親の会の方とか、映画とか、いろんな講師の方が来て講演をしていただくこともあります。その部分もしっかり含めながら、そういう啓蒙活動を行っていききたいなというようなことも思っております。

あと、就労関係ですけれども、おっしゃるとおり、B型というようなことでありますけれども、継続ではありますけれども、A型というか、本当に就労に結びつくところのアプローチはしっかり足がかりができたというか、選択肢の一つはできたわけですから、その部分にいく相談活動、いろんな部分も含めまして必要なことがあるのではないかなというふうに思います。そういう点では、しっかりと取り組んで、先ほどもお話をさせていただきましたけれども、就労支援ということではなくて就労に結びつかないと本当に自立していただくというか、共生社会の実現にはほど遠いと思いますし、福祉立村にはほど遠いというふうに思いますので、そのところをしっかりとアプローチしていきたいと思います。

特別支援協議会ですけれども、特別教育、あと支援教育の連携協議会ですけれども、登録数というところで、各学校とかいろんな団体が入っておりまして、登録数については詳しい正確な数はわかりませんが、関係諸団体が加入をしております。その中で、就学前のいろんな情報交換、あるいはゼロ歳児、1歳6カ月児、3歳児健診でいろんな形で、今大樹のむうくというところにことばの教室でお世話になっている子どもたちもたくさんいますけれども、その部分でいろんな個々の対応についてどういう支援が必要なのかとい

うことを取り上げて、各ケース会議とか、いろんな形をもってしております。本当は私としては、芽室が掲げる特別支援専門のスタッフがいて、妊娠期から、そしてずっとその子どもたちが就職するまで、そういうような形のどの年代にあっても必ずその子の成長過程やいろんな支援の過程がわかるというものをきちんとつくっていかないと、これは非常に難しいところがあります。そういう意味では、相談とか療育の部分についてもしっかり取り組んでいかなければいけないのかなというふうなことを思っています。

あと、5番目です。就労のところでごみ袋しかない、今後はこのところも充実して、今支援のそういう施設もできるわけですがけれども、村としてもしっかりその部分は考えて対応していきたいなというようなことを思っています。自分自身としては、村瀬議員さんのいろんなご指摘もあります。その中でできるところをしっかりとやっていかなくてはいいと思いますし、今一步を歩み出すということがすごく大事だと思うのです。本当に待ったなしの状況です。私はむしろ、総合計画を今策定作業をしていますけれども、危機感を持っています。今後10年、20年、30年後を描いたときに、本当に今手を打たないと福祉政策、教育政策、医療政策も含めて本当に間に合わないというような状況になると思います。この村を豊かな村でいつまでも継続していくためには、状況に応じて我々が意識を変え、そしてそれを共有し、そして村民の皆さんのご理解を得ながら一つ一つの施策をスピード感と危機感を持ってしっかりとやっていくということが大事であるというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 最後に、終わらせていただきますけれども、質問の答えというふうなことには私は実はなっていないと思ひまして、村長の思いだけは私は伝わったと思っています。いろんな策定計画に向けてのときに具体的な文言が少しでも入っていけるようなことにするように、しっかり目を通していただきたいと思ひまして、質問を終わらせていただきます。

◎会議時間の延長

○議 長 本日の会議時間は議事の都合によって延長します。

この際、午後6時まで休憩といたします。

午後 2時02分 休憩

午後 5時59分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第9 村政に関する一般質問（続行）

○議 長 休憩中に村瀬議員の一般質問に対する答弁の修正について西山村長より発言を求められましたので、これを許します。

西山村長。

○村 長 村瀬議員さんの質問にご回答する中で修正をお願いしたい部分がありましたので、今お話ししたいと思います。

ワークショップにおいて募集した人数を18名ということでしたけれども、1名減っております。17名で実施をしたということですので、議事録等ありますので、17名に修正をさせていただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議 長 村瀬議員、よろしいですか。

○6 番村瀬議員 はい、ありがとうございます。

○議 長 では、この件については終了させていただきます。

引き続き、村政に関する一般質問を再開をいたします。

順次発言を許します。

4 番、織田さん。

○4 番織田議員 議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして、シルバーハウジングについて質問させていただきます。

ますます進む少子高齢化社会、更別においても例外なく高齢化が進み、それとともに高齢者世帯も増加しています。今は元気で車などで自由に移動している方も、全国的な高齢者の免許返納の動きなどもあり、10年後、20年後を考えると移動手段等が制約されることも多くなり、どうしても市街地から遠い方などは住民生活の不便やひきこもり等が心配されます。その点、今ありますシルバーハウジングは、住民コミュニティや緊急時の連絡体制もよく、また一部配食サービス等もあります。人との交流による認知症予防や食事面、健康管理のことを考えても、高齢者が少しでも在宅で元気で過ごしてもらうためにも大変よい施設だと私は思います。しかし、現在は30室しかなく、常に空室待ちが続いています。村においても今後高齢者に入居希望者があるシルバーハウジング的な施設を検討してはいかがでしょうか、村長に考えをお伺いしたいと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 織田議員さんからのシルバーハウジングの増設等についてのご質問にお答えをいたします。

現在のシルバーハウジングは、平成7年度から平成12年度の6年間で6棟30戸を整備し、事業費は6億6,000万円余りとなっております。シルバーハウジングには、60歳以上の自立した高齢者の世帯が安心して暮らせるよう、緊急通報システムやLSA、生活支援員を配置するとともに、冬期間に除雪をする必要がないよう、また天候に関係がなく気軽にご近所を訪問することができるよう、カバードウオークでつながれており、現在30世帯38人が入居しており、7世帯10人が入居待ちとなっております。村の独居老人世帯は153世帯、

高齢者夫婦世帯は182世帯あります。10年後、20年後にはさらにその数がふえることが予想されます。今後多くの世帯が地域での見守り等による支援を必要とするものだと考えております。また、織田議員さん指摘のとおり、市街地から離れた地区にお住まいの方は移動手段として自動車等がなければ市街地に出ることが困難になるものと考えております。こうした方々の不安を解消するために、今回織田議員が提案されたシルバーハウジング的な施設の建設についてでありますけれども、将来を見越した施設規模の検討、建設予定地の選定を行う中で、住民説明をしっかりと行いつつ合意形成する必要があると考えております。また、建設するためには財源として国庫補助事業を優先的に検討しなければなりません、補助事業として採択されるためには平成22年度策定の更別村住生活基本計画及び更別村公営住宅等長寿命化計画を国土交通省と策定変更協議を行い、それが認められれば要望していくという手段を踏む必要があります。いずれにいたしましても、今後住民ニーズの把握に努め、建設につき検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、回答とさせていただきます。

○議 長 4番、織田さん。

○4番織田議員 高齢者世帯でひとり住まいの方も大変多くなっておられます。隣が近いということは、人と人との交流も多くなり、今言われておりますオレオレ詐欺とか、いろんな犯罪防止の面にもつながると思いますし、また先ほど申しましたけれども、緊急時の連絡体制のよさ、あるいは地域での見守りを受けやすくなるということは、住まわれている高齢者にとっては大変大きな安心になると思います。また、バリアフリー化を重点にした機能性ある施設にすることにより、入居されている方はもちろんですが、これからその人たちが生活支援や、あるいは訪問看護などが必要となったときにも、作業効率といたしますか、よくなると思われれます。その点シルバーハウジングは、今不足している介護職員を余り多く必要としません。そしてまた、入居待ちが続いている現状を考え、村長の公約であります住み続けたい村づくりを進めるためにも、ぜひ取り組むべきと思いますが、いま一度村長の考えをお伺いいたしまして、質問を終わらせていただきたいと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 今織田議員さんのご指摘ありましたとおり、高齢者がたくさんふえてくる中で更別村は、2035ということで国の指針ありますけれども、2040年にピークを迎えるということで、今から地域包括ケアシステムの構築、あるいは今お話ありました訪問看護、これについて訪問看護センターを設立し、そして充実していくというところも今検討を始めています。また、認知症対策として特別チームをつくりまして、新たに認知症を対象とした公文の方式によるそういうような教室も開催をするという新規の事業も展開しております。高齢化に向かう中で、お年寄りの皆さん方は非常に元気でボランティアとかされておりますし、本当にその部分では助かっておりますけれども、しっかりと対応していかなければならないというふうに思います。待機者とかたくさんいらっしゃるということと、これから増加されることが予想されていますので、織田議員さんのご指摘のとおり、シルバ

一ハウジング的なものを今の場所か、あるいはその延長線上に増築するとか、あるいは公営住宅の対応によって、所得制限とかいろんな部分あるのですけれども、その辺をうまく鑑みて、入れるように福祉サービスつきのそういうような住宅の建設ということも進めたいというふうにありますし、中には今ここ更別村で最後を迎えたいという、人生を終えたいという方が移住をされている。子育て世代も多いのですけれども、そういう方たちも今ふえてきております。そういった点で、村がしっかりと対応するためにはその部分をしっかりとしなければいけませんし、皆さんが集って、そして高齢者の方、あるいは障害者の方も含めて、シルバーハウジングかグループホーム的なものの建設というものは、これは必要であるというふうに考えておりますので、織田議員さんのご質問にあった部分については前向きに建設も視野に入れながら検討を進めていきたいというふうに考えております。ぜひそういう形で実現できればいいのかなというようにことを思っております。

以上でございます。

○４番織田議員　大変ありがとうございました。

○議　長　次に、５番、上田さん。

○５番上田議員　通告書に従い、一般質問させていただきます。

私からは、村の障害者に対する対策とコムニの里における土地の利活用について質問させていただきますと思います。リラクタウン構想については、午前中に安村議員、午後から村瀬議員からも質問がありまして、そのときに村長から詳しく答弁があって、その取り組み状況、概要等については十分理解できたところであります。できるだけ重複は避けながら、私が日ごろ描いていた障害者対策とコムニの里における土地の利活用について質問させていただきますと思います。

本村は、ご承知のように曙団地に公営住宅やシルバーハウジング、診療所、老人福祉センター、支援ハウスというようなことで保健、医療、福祉が一体となった福祉の里の構想があります。そして、その隣には今回質問するコムニの里のリラクタウン構想があります。住宅団地を初め、社会福祉法人が運営する地域密着型の老人福祉施設や小規模多機能型居宅介護施設、これらは完成しているわけなのですけれども、まだ未整備の障害者関連施設が予定されているリラクタウン構想、これが完成した暁には、更別村は住民に優しい、まさに全国的にも福祉の村だということで自慢できる構想でないのかなということで、私自身は日ごろからそう思っているところであります。

障害者の施設については、先ほど説明があったように、予定されていた社会福祉法人が計画を断念されたということで、新聞にも大きく取り上げられたみたいなのですが、断念したということがあります。それで、現在それに沿って前に進めるべく、村は関係機関や障害を持つ父母の会などと積極的に話し合いを行っているというふうに聞いているところであります。私は、健常者の方も老人の方も、そしてまた障害者の方も、ともに楽しく安心して生活のできる場、それが福祉の里構想とリラクタウン構想の２つの構想だというふうに理解しておりますけれども、村内には新たな障害者施設として帯広市にある民間の

法人が就労支援等B型施設を市街地に開所されることになっております。それに対して、国や道、そして今回村からも財政支援がされるというようなことで決まっております。就労支援施設が民間の法人によって年内にできるということを伺いまして、これらを連携することによって村全体の障害者対策が一步進むのだらうと。今まで全く進んでいなかったわけなのですが、これで一步進むのだというようなことで理解しているところであります。ご承知かと思えますけれども、村内には社会福祉法人をみずから立ち上げて、グループホームだとか、それに類する事業を展開したいという話もございます。村も今そういった人方と積極的に話し合っているということも聞いていますけれども、こういったことを具体化に向けて検討するということも大切なのだらうというふうに私は思っております。

このほかに、今のリラクタウン構想の土地の利活用なのですが、人口増対策ということを私は常日ごろから考えていまして、構想とは一部変更になるかもしれませんが、障害者施設並びに人口増対策としての宅地造成等を計画してはどうかというところで、私はそういったことを前へ進めることによってこの構想が前に進むのだというふうに思っております。その点村長にコムニの里における土地の利活用、そしてまた障害者の部分に関してどのように考えているか質問したいと思います。よろしくお願いいたします。

○議 長 西山村長。

○村 長 上田議員さんからの障害者対策並びにコムニの里における土地の利活用についてというご質問にお答えをいたします。

コムニの里における土地の利活用につきましては、本年1月に社会福祉法人から正式に障害者就労支援施設及びその附帯施設の建設断念を通知をされました。村で今後土地の利活用計画があれば、障害者就労支援施設計画地及びグループホーム計画地を博愛会から村に譲渡する旨の話をいただいているところであります。村といたしましては、このたび社会福祉法人からの建設断念の話を受け、リラクタウン構想の見直しをまず行うということが必要であると考えております。また、本年度が第4期更別村障がい者福祉計画、いきいきふれあい計画の策定年度でもあることから、関係団体、親の会等と意見交換を行うとともに、構想で定めている地域ふれあい施設及びグループホームなどの施設について、その配置や規模、事業主体、運営主体等を今後具体的に詰めていくという作業を行っていく予定であります。

ご質問の宅地造成につきましては、昨年宅地分譲いたしました更別幼稚園前の分譲地、5区画中1区画売却ですが、コムニ団地の3区画の販売状況を見ながら、市街地、村有地の有効活用を含め、中小規模の宅地分譲を進めることとしておりますし、今までお答えをしましました。リラクタウン構想における敷地につきましては、村有地のほか、現在社会福祉法人が所有している土地を含め、構想の見直し、再編の中で検討してまいります。障害を持つ方々が将来にわたって地域の中で安心して暮らしていける共生社会をつくるためにも、ともに支え合う信頼関係の構築と、そしてそのような中でいろんな配置

が確定をすれば、宅地造成も重要な選択肢の一つであるというふうに考えております。今後構想案ができ次第、社会福祉法人与自然の取得に向けて現在も協議を進めていますけれども、それを前へ進めていって、なおかつ構想をその中でしっかりと確立していくということをしていきたいというふうに考えております。

以上、ご回答といたします。

○議 長 5番、上田さん。

○5番上田議員 ありがとうございます。この計画は、ご承知のように平成18年に計画されたわけなのですが、既にもう11年経過しているわけであります。あえて申し上げさせていただきますけれども、村長が日ごろからスピード感を持って対応するということに関しては、余りにも時期を逸しているということで、これは先ほど村長も答弁したように、大いに反省すべき点だと私も思っております。

そこで、再度質問させていただきますけれども、土地の件であります。それぞれ村と社会福祉法人が持っている土地が合わせて2ヘクタールあるわけです。それで、今説明があったように、計画の断念を受けたということになりますと、民間が所有する1ヘクタールの部分をどうするのかということで、早期にと村長今答弁されましたけれども、自分のものになってから初めて計画というのは成り立つというふうに私は思っているのですけれども、その土地を村がいつ取得するのか、早いうちということではなくて、いつ取得するのかということで、その点について伺いたいと思います。

それと、住宅団地の造成のことなのですが、今答弁があったように、緑町、それからコムニ団地、それぞれ4戸、3戸ですから、合わせて7戸ありますよね。これが少ないか、多いかというのはいろいろ議論あると思うのですが、私は全国的に移住定住を進めていく上では大きなアピールというものが需要だと思うのです。ですから、同僚議員も幾つか質問していたように記憶しているのですが、アピールをするということになれば、ある程度まとまった団地を整備すべきなのだろうということで、この件に関しては今策定中の第6期の総合計画にあわせて今から真剣に検討していただきたいというふうに思っております。

いずれにしても、このゾーンの全体的な計画を早期に構築する必要があるというふうに私は思っておりますけれども、先ほどの取得の時期も含めて再度質問させていただきたいと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 今上田議員さんからご指摘の点についてお答えをしたいと思います。

リラクタウン構想、何回も午前中からお話をさせていただきました。お答えさせていただきました。まず、率直に住民の皆さんと関係者、あるいはこの構想が完結することを待ち望んでいた方々に本当に心から深くおわびを申し上げたいというふうに思います。この間ずっとそのことが放置をされてきたということについては、もちろん法人の意向もありますが、これはむしろ行政責任として重大なものであるというふうに私としては受けと

めております。したがって、私が就任してから、私の公約にもありましたけれども、障害を持った方も、そうでない方も、共生社会を目指すということでお互いに助け合っていくということでいきますと、リラクタウン構想をやっぱり完結しなければならない。でも、いつまでもその返事待ちでは、これは村としては本当に責任を果たしている姿勢とは言えません。したがって、本当にそれが実現可能なのかどうかということで、私のほうから回答をいただくように再三申し上げまして、そして断念するということをはっきりお答えをいただきましたので、ではその部分の土地の活用も含めて再度検討させていただきますということでお話をさせていただきました。反省すべきはきちんと反省して、本当に大変申しわけなく思っております。ただ、リラクタウン構想がそこで頓挫するのではなくて、再編成という形で、私はあそこは一つの大きな福祉エリアというふうになると思っていますので、その部分は法人の方が断念したとしても、村がそれを断念するということではなくて、しっかりと再構築をしていくということにしたいという形で今協議を進めているところであります。

土地の活用につきましても、その部分についていつ取得するのかということで今協議を進めてまいります。なかなか難しいところもあるのですが、基本的にはその部分も含めまして、再構築ですから、グループホームと、あるいは交流館とか、その他の施設をどのように配置をしていくのかということはしっかりと今考えていかなければいけないというふうに思います。その中でしっかり構想を練っていくということで、取得は本当に早い時期にしたいというふうに思っていますし、そのことについては協議を精力的に重ねていきたいというふうに思っています。なおかつ、同時進行として関係団体、あるいは保護者、親の会等も含めまして構想を具体的に立てたいと、前には一度ほかの議員さんからも絵を描きなさいというようなことも言われていたのですが、今絵を描いております。実際にどういうものが村として適切なのかという部分については、検討の余地はたくさんあるわけですが、先進地の視察とか、いろんな部分を含めまして本当に精力的にスピード感を持って行っていきたいというふうに思います。

再度強調しますが、B型就労施設ができた。一つの足がかりになりますけれども、A型就労、あるいは実際に雇用が生まれなければ、それは本当に障害者の方たちの生活、自立を支えるということになりません。なおかつグループホームというものがなければ、安心して生活支援とかという部分でもこれは非常に不可欠であるというふうに考えています。就労支援、B型、A型があり、そして雇用があり、そしてグループホームがあり、そして今サッチャル館が老朽化していて、いろんな部分で生活支援もして、何回か私も訪れていますがけれども、そのことも含めて、その部分であそこの土地でどのような利活用をしていくのかということは、やっぱりそこを全部含めて完結をさせたいというふうに私は決意をしておるわけであります。その中で、いわゆる共生社会ですから、障害を持たない方たちと老人の方、子どもの方との触れ合いということも必要ですので、交流館のあり方も含めまして、その部分については宅地の造成も選択肢といいますか、そのことも必要にな

ってくるのかなというようなことを思いますけれども、まず宅地ありきということではありません。まずリラクタウン構想があって、その部分の中でそういう土地、住宅の利活用ということについてはしっかり考えたいというふうに思っております。いろんな宅地の造成でお隣を見ていると、中札内村を見ていると、大きな区画だけではなくて、本当にコンパクトな区画で分譲地を販売したりして、非常にたくさんの方が移住をしてきております。その辺は本当に見習わなければいけないのかなというようなことを思いますし、将来の子育て支援、あるいは村の持続的な継続ということを考えれば、発展を考えれば、宅地造成もしっかりと見据えて、リラクタウンのところということではなくて、ほかの部分も含めて宅地造成については考えて、第6期の総合計画の中である程度方向性を示していかなければならないというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長 長 5番、上田さん。

○5番上田議員 私も宅地造成に関しては、宅地造成を優先すれということではなくて、それも一つの策だということで今質問しているわけであります。村長もご存じかと思えますけれども、本村出身者で他町村の施設入所者というのは、十勝管内、札幌市含めて合わせて18名いらっしゃいます。それから、先ほど説明あったサッチャル館、ここには8名、そしてまた自宅に引きこもっている人、こういった方や学校での不登校、あるいは支援学級生、全部合わせると50名以上いるわけなのです。更別のこの小さい村の中でも不安を抱いている方というのが大勢いるということは、今回私なりに調べた中では改めて再認識されたところであります。いつまでも住み続けたいまち、そしてまた住んでみたいまちづくりには、こういったことはやはり大切なのだろう。村長が日ごろ言っている先送りすることなく勇断を持ってやっていただきたい。その中では当然計画の変更もあり得るのだということも含めて私は思っているところであります。

今全て村長答弁されましたので、この回答はよろしいですけれども、勇断を持って、先送りすることのないようにくれぐれもよろしくお願いしたいということで、私の質問を終わらせていただきます。

○議長 長 次、2番、太田さん。

○2番太田議員 通告に従い、一般質問させていただきます。

今回の質問事項は、A i r b n b登録による観光客や移住定住者の推進についてです。A i r b n bとは宿泊サイトのことなのですが、更別村の宿泊施設にカントリーパークがありますが、宿泊する場合の予約は現在電話予約かウェブでの予約となっています。ウェブ上での予約サイトは更別観光公式サイトだけで、予約は1週間前までの予約となっています。これは、カントリーパークを利用する目的が明確にあるか、道の駅さらべつを探したときでなくてはインターネットなどで検索したときにヒットしにくく、利用者が泊まる場所をどこにするか迷ったとき、場所を明確にして検索しなければカントリーパークに宿泊することはできません。カントリーパークを知っていて、なおかつカントリーパークに

泊まりたい意思がなければ、宿泊することはできません。お試し住宅も更別村のサイトからでなければ申請できなく、容易に更別お試し住宅を知ることはできませんし、宿泊することもできません。

そこで、カントリーパーク、お試し住宅など宿泊できる施設を民泊サイトのA i r b n bに登録して利便性を高め、旅行者、移住を考えている人に更別に宿泊してもらいやすくなるツールを利用してもらい、さらにはクレジットカード決済を導入し、利便性を高めてはいかがでしょうか。A i r b n bに対して村が先駆者となって積極的に働きかけ、発展していけば、民間を巻き込んだ空き家対策、そういったところにもつながっていくのではないかと思います。どうお考えでしょうか、村長の答弁をお願いいたします。

○議 長 西山村長。

○村 長 太田議員さんのA i r b n bの登録による観光客や移住定住者の推進についてのご質問にお答えをしたいというふうに思います。

ご質問にありますA i r b n bにつきましては、主に海外旅行におきまして現地の個人住宅やアパートなどの空き部屋の賃貸を仲介するインターネットサービスでありまして、ホストと呼ばれる空き家などを貸したい人がサイトに登録をし、ゲストと呼ばれる借り手がネットを通じて予約や支払いを行うものであります。宿泊確定のたびに、ホストは宿泊料金の3%から5%、ゲストは宿泊料の6%から12%を手数料としてA i r b n b社に支払う仕組みであると存じています。国内におきましても国際的なイベント誘致時の宿泊施設不足など、その解決策として民泊が注目されており、国では国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業を民泊特区として、旅館業法の適用除外の規制緩和が行われているところであります。

更別カントリーパークの利用状況につきましては、先般指定管理者である産業振興公社決算についてご報告をさせていただきましたが、昨年の連続台風の影響で8月以降の利用客が減少いたしました。自然災害のためやむを得ないところでありますけれども、公式ホームページのリニューアルによるネット予約の取り組みを初め、観光情報誌やPRサイトなどを活用したPR活動にも努めていただき、ここ数年利用状況の改善が見られてきたことから、産業振興公社には引き続き利用改善に向けた努力をお願いしているところであります。ご提案の民泊仲介サイトは、観光客や旅行者の方にとっては非常に利便性が高いものであります。手数料もかかるということから、指定管理者の経営裁量の中で検討すべきものと考えておりますが、指定管理者制度の趣旨を逸脱しない範疇で村としても指導してまいりたいというふうに考えております。

また、お試し暮らし短期体験住宅につきましては、移住定住対策事業の一環として本村へ移住を希望される方が一定期間村での生活を体験できる場を提供することを目的に、現在新栄町にあります定住化促進住宅1戸を活用し、実施しているところでございます。利用対象は移住希望者及び移住を検討されている方であり、入居につきましては先着順ではなく、審査、選考により行っております。これは、旅館業者の方への配慮という面と旅行

先のホテルがわりに使用されるといった懸念があることから、当初からこのような形をとっているわけであります。お試し暮らし体験住宅のPR方法につきましては、村のホームページへの掲載はもとより、北海道移住促進協議会、NPO法人住んでみたい北海道推進会議のホームページなど、不特定多数の方ではなく、移住を希望される方や関心のある方がアクセスするようなサイトに利用募集広告を掲載するほか、移住PRパンフレットを作成して本州方面や札幌市地下歩行空間などで行われるイベント等の開催にあわせて配布をしております。本村の暮らしやすい環境や交通アクセスの有利性など、移住に向けたPRに努めているところであります。

一方、空き家対策につきましては、平成27年に更別村空き地・空き家バンク事業を開始しております。空き家等を所有し、売買や賃貸を希望する方からの申し込みにより、写真や図面などの情報を村のホームページに掲載しており、空き地、空き家物件の有効活用を図っております。現在までに4件の空き家を掲載し、3件が売買等により成約となっております。件数は少ないものの、一定の効果があるものと考えております。

議員からのご提案であります民泊仲介サイトにつきましては、基本的には観光客や旅行者の方が不特定多数の中から宿泊先を探すためのサイトでありまして、移住定住対策という視点からいえば、長く本村に住んでもらえる方にお試し暮らし体験住宅を利用させていただいていると考えておりますことから、現時点については民泊仲介サイトの登録についてはその効果を十分に検証していく必要があるというふうなことで考えております。

なお、お試し暮らし体験住宅について容易に知ることができないとのご指摘もありました。今後も従来の手法にとらわれず、積極的なPRを行うように努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 指定管理者という面に関しても独自で努力していることは十分存じておりますが、そういったことでも課題というのはPR不足、情報の発信力不足があるのではないかなと感じています。そして、手数料云々のこともあるかもしれませんが、そういった料金の見直しというものを図ればよいことだし、知ってもらうためには情報発信、利便性の向上というものでは費用対効果が十分にあり得るものだと、そして更別村が発展してPRしていけるツールなのではないのかなと思っております。

お試し体験住宅における定住化対策として、パンフレット等の工夫をして、それも長期で移住してくれる人のために工夫をしているということなのですけれども、私が言いたいことは、移住定住用としても民泊用としても両方利用していくことができるのではないかなということなのです。それも例えば短期お試し住宅の対象期間というのは5カ月半あるわけなのですけれども、残りの期間は民泊、旅行という趣旨の目的でもいいのではないかと、それが更別に来ていただく、知ってもらうことでまた定住につながる動きという捉え方ができるのではないかなと思っております。そして、私先ほども空き情報、お試し短期住宅

ちょっと確認してみたのですけれども、空きがいっぱいあって、無駄になっているというか、もったいないところがあるのではないかなと思いますので、片方だけ、お試しとかいう枠だけで捉えてではなく、きっかけづくりということで民泊も考えてはいかがかなと思います。

そして、今回の定例会の一般会計補正予算でもあった昭和区で寄附された物件とかも改修するのですけれども、お試し住宅や定住化の活用とするのみではなくて、定住化促進住宅管理条例というものの枠を超えて新しいものをつくっていくという発展させた形にしていかなければならないのではないかなと思います。もちろんあそこの物件は、村が簡単な気持ちで寄附を受けたわけではないとは思いますが、それを発展させるために行動していかなければならない、そう思うところであります。住宅の空き期間などの無駄をなくし、更別村を知ってもらおう努力、発信、発展させたものをつくっていく取り組みが必要だと思いますが、改めて村長はどう感じているかお聞かせください。

○議 長 西山村長。

○村 長 今太田議員のご指摘、ごもっともだというふうに思います。今PRとか、いろんなツールとしてのAirbnbが大変有効であるということは、例えば海外旅行等でそういうものを実際に使って、ホストの皆さんと、あるいは借り手がうまく融合して、いろんな形で安価に、そして安全に安心してそういうような形の利活用がお互いできてくるというところは非常に進んでいるのかなというようなこともあります。スペースマーケットを提唱する重松さんですか、熱中小学校の講師にもなっていますけれども、今タクシーにしてもウーバーといって、タクシー会社を手を挙げて捉えるのではなくて、スマホでアプリを作動させて、その場に来ていただくということで、そういうような形では東京とかいろんな部分では進んでいるというようなことがあります。まさに情報発信をして、必要とする情報、あるいは必要とするサービスをそういうような形で通信網を使って利活用を図っていくということは非常に重大でありますし、この辺はAirbnbだけではなくて、そういうものも含めて研究をしていく必要がありますし、将来的にはそれが都市部ではなくて地方にも広がっていくことになるというふうに私は認識しております。ということで、その部分についてはしっかりと検討していきたいというふうなことを思っています。

ただ、うちの村の弱点としては、行政懇談会の中でも非常に指摘をされるわけですが、ブロードバンド環境ですか、光回線が町の中ではありますけれども、農村部等々では非常に回線が使いづらくなっている。あるいは、時間帯によって大変重くなっているというような状況で、いろいろなインターネットの状況とか、高速通信網が整備されていないところからくる現代にとっては不便さというものが感じ、非常に感じられているということはご指摘を受けています。その整備も含めまして、この部分についてしっかりと対応していくような研究、検討を重ねてまいりたいというふうに考えております。

あと、昭和区のところもありまして、改修をお認めいただいたわけですが、定住化促進条例等々の部分もあります。その部分についてはお試し住宅と定住化促進住宅の役

割、あるいはその部分をしっかりと明記をして、住んでいただけるというところの部分で、今非常に多くの方が更別村に関心を持っていただきまして、移住、定住される方もふえてきております。そういった方たちは、しっかりそういうような部分含めて、そのあり方について、お試し住宅あるいは定住化促進住宅、その条例改定等も含めてしっかり検討していきたいというふうに思いますし、発信というのは非常に大事なところになってくると思うのです。自分としては、就任してから非常に弱点としては、やっぱり村として情報の発信が弱いということです。その部分については、村民の皆さんはもちろんそうですけれども、ほかのところの方々に向けても村のよさ、あるいは住環境、子育て環境、福祉環境等々を含めましてしっかりと情報発信をして、よさを知ってもらって、こちらに移住定住をしていただくということを考えていかなければならないというふうに思います。その辺を十分考慮し、そして情報発信について本当に前向きに取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 更別村として発信力が弱いというところも村長十分に考えていただいているところだと思うのですが、I Tの発展、世の中がI Tが物すごいスピードで発展していく中で、更別村もそれに対応したものをつくっていかないと、どこがスタートになっていいかわからないし、何が足りないかということも、一歩踏み出していないと村として何が必要かということを感じていけないと思うのです。なので、光ケーブルという住民からの要望があると思うのですが、村が少しずつ一歩踏み出したI Tの発展が光ケーブル、こういったことが足りないのだという住民の意思、意見というものを感ずることができないのではないかなと思っております。光ケーブルのことで言わせていただければ、農業地帯、これからドローンを使っているいろいろな効率化、I o Tを含めいろいろなことが急速なスピードで変わっていくと思います。農業者、私が先ほど言った宿泊者、そのほかに東京の人とかで田舎で暮らしたい、仕事はパソコンでできるといった人の宅地の利用とかも、光ケーブルというものがなければそういった宅地にも選ばれない、選ばれる条件にはならないと思うので、村の発展ということを考えたときに、そういったことも考えていっていったらいいのかなと思います。

あとは、空き家対策につきましても、更別村がI Tという面では知っている人は知っているのだけれども、なかなか取っつきにくい、だまされやすいとか、そういった感情から利用しにくいところもあるのですが、更別村が例えばA i r b n b、民泊などを発展させていったことが住民に対して、大丈夫なのではないか、挑戦してみようか。それが今後大樹町の宇宙開発事業でインバウンドとか人の流れ込みという状況を更別村の発展にしていけたらいいのではないかなと思っております。さらには、更別には熱中小学校ができて、これから宿泊施設も建設される中で、そういった働きかけをみんなで一つになって最大限村をP Rしていったらいいと思います。

特に答弁要りませんが、もしか一言あれば、何かお願いします。

○議長 長 西山村長。

○村長 今総括的な最後の質問ということでお伺いしました。

まさに今日本は、第4次産業革命を迎えております。今からの時代は、これまでのパソコンとかコンピューターから、今はA I、人工知能がいかに関人の労働の中に入ってくるか、あるいは産業の中に進出してくるかというところで、我々が果たす役割、そしてA I、人工知能が果たす役割、効率化、合理化という部分もありますけれども、そういう時代が今本当に大きな時代の返還期として来ております。しかしながら、私はA Iがいろいろと台頭してきて、あるいは職業が失われてくる職種もあると思うのですけれども、我々人間でしかできない創造力、思考力、そしていろんな発想力というものは、やはりこれは人間にしかできないのではないかなというふうなことがあります。その限り、しっかりと共存しながらといいますか、そういう形が必要ではないかなというふうに思っています。

大樹町のロケットもそうです。非常に経済効果があるということで、種子島もそうですけれども、むしろ周りの町村が非常に経済効果がたくさんきます。もちろん研究者もそうですけれども、工場関係者あるいはそれに携わる人々ということを考えれば、当然私どもの村もその範疇に入っておりまして、空港から10分の利便性、大樹町と帯広市のちょうど中間地点にあるということから、この辺では限りなく可能性が広がっているのではないかなということで、大いに期待をしているところであります。GPSを使ったトラクター、非常に便利だというふうに聞いております。お嫁さんを迎えて、その方が農家出身でなくても、トラクターに乗りながら正確にいろいろな技術を蓄積した部分で畑を耕作することができるというふうに聞いておりますし、あと3つ衛星を打ち上げればこれが完璧に近いものになるということで、本当に大樹の射場にかけている思いは大きなものがあるというふうに思っています。

熱中小学校に東京大学の特命教授が来て、筑波大学、あるいは研究者グループ、あるいは企業がこぞって研究を開始します。これは、A Iを使った農業技術の開発ということでありまして、今農業をA I、あるいはそういうような部分で最先端の技術で基盤整備をしていこうと思えば、データが足りないということでもあります。更別村は日本一の大規模農業の村でありますということで、その部分で研究を重ね、データを蓄積しながら、ビッグデータを活用してその部分をしていくということでは、まさに来られた教授は更別を日本のシリコンバレーにするのだということで、これは本当に夢ではないというふうに私は考えていますし、しっかりその部分は後押しをしていきたいというふうに思っています。

空き家もそうですけれども、商店街の空き店舗等々、これは20年先、30年先、いや、10年割きを見据えてしっかりやらなければいけません。今般中小企業振興条例をつくって、その部分のところの居抜きとか、第3次産業とか、いろんな部分で村としてもそういう制度をつくっているわけですが、今やらなければ間に合いません。だから、空き家、それと定住移住政策にしても、子育て支援にしても、福祉政策にしても、やっぱり待った

なしの状況なのです。目の前に課題はたくさんあります。しかしながら、今やらなければできません。将来に禍根を残さないためにも、将来持続可能な村にするためにも、住んでよかった、住みたい村にするためにはこのことに今早急にに取り組む必要があると考えております。

全般的にお話ししましたけれども、太田議員さんの指摘のとおり、しっかり村としても頑張っていきたいというふうにお答え申し上げまして、お答えとさせていただきます。

以上でございます。

○議 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 どうもありがとうございました。これで私の一般質問を終わります。どうもありがとうございます。

○議 長 3番、高木さん。

○3番高木議員 通告に従い、一般質問をさせていただきたいと思います。

今回の一般質問につきましては、人材育成、雇用促進についてということでさせていただきたいと思っております。その中でも、地方版ハローワークの取り組みについてということを中心にしていきたいと思っております。近年雇用環境の変化や求職者の意識の多様化により、多くの業種の事業所において人手不足が課題となっています。道内、管内の雇用情勢は、求人倍率、内定率は高水準で推移していますが、地方における現状は厳しい状況です。先日新聞にも報道されましたが、管内におきましては、特別な事情がありましたが、厳しいという結果も出ておるところです。パートや臨時職員等の短時間労働者の需要はあるものの、正規雇用にはなかなかつながってはきていません。国においては、働き方改革の推進により多様な人材の活用、生産性の向上、就労環境の改善を進めています。雇用環境の変化の対応におくれている企業等では、さらに人手不足が深刻で、経営方針の転換も余儀なくされているところであります。

村では、福祉施設、事業所の新規雇用の補助支援を行い、一定の効果は出ているものの、求職者のニーズの違いが浮き彫りとなっています。個々の企業、事業所の取り組みにも限界があり、村全体での雇用環境、雇用推進に取り組むことが必要ではないでしょうか。地方公共団体による第3の職業紹介ルートとして2004年3月に始まった地方版ハローワークの制度も昨年8月に国への通知だけでできるようになり、多くの自治体が地域の事情を踏まえた独自の取り組みを進めています。管内では陸別町、上士幌町が現在取り組んでいますが、正規雇用は少ないものの、短時間労働等、雇用の循環につながっています。地元でしかできない企業との調整、求職者に寄り添った対応ができることにより、成果が期待できるものではないでしょうか。即効性のあるものではありませんが、村全体で課題を共有し、サポートできる体制づくりを進めてみてはいかがでしょうか。村長のお考えをお伺いいたします。

○議 長 西山村長。

○村 長 高木議員さんの人材育成、雇用促進についての質問にお答えをいたしたいと

いうふうに思います。

先般報道にもありましたが、ハローワーク帯広発表の4月の雇用情勢につきましては、有効求人倍率が前年同月比0.06ポイント減の0.87倍となり、29カ月ぶりに前年を下回っております。これは、前年に1社で200名を超える大規模求人があった反動であると分析されており、依然として企業の人手不足感は強いと言われております。一方、村内企業等の求人状況ですが、ハローワーク帯広の求人情報によりますと、5月時点で10社、26名分の求人が出ており、求職者とのニーズの違いからか、議員のご指摘にもありましたとおり、多くの企業、事業所で人手不足が課題となっているというのが現状であると認識しております。

本村の雇用対策といたしましては、平成25年度から新規採用正規職員の賃金の2分の1を12カ月間助成する地元雇用促進事業を実施しております。前年度末までの4年間で延べ29の事業所で33名、このうち転入者は20名であります。新規採用、雇用がありました。残念ながら既に離職された方もいらっしゃいますけれども、雇用促進及び定住化に一定の効果があったのではないかと考えております。しかしながら、求人状況から鑑みますと、企業、事業所の人手不足の解消には至っていないものと認識しております。本村の移住希望者への求人情報の提供など、しっかりと努力をしていかなければならないというふうに考えています。

その中で、ご質問であります。地方版ハローワークの実施についても非常に効果的な事業であるというふうに考えております。ぜひとも前向きに検討を行い、実施体制を整えていきたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長 3番、高木さん。

○3番高木議員 ご答弁どうもありがとうございます。地方版ハローワークということで、国が地方のほうに業務を移管するというところで、どんどん進めてきている部分があるのですが、地方移管についてメリットという部分では結構大きな部分がたくさんありまして、今では就職の相談、職場の紹介、さらに職場訓練という、そういうこともどんどんやっていただきたいというようなこともうたっております。そういう部分で村独自の村に合ったハローワークということの形をつくっていくことが可能であり、本当に更別村に合ったものができれば、相当の効果が出るのではないかなと思っております。道内におきましても、釧路市等も一生懸命行っていますし、管内における陸別町においてはなかなか効果が今出ていませんが、上士幌町におきましては、こちらは移住の関係も含めましてある程度今効果が出ているということでお伺いしております。さまざまな自治体では、高齢者向けのハローワークを基本とした部分でやるところもあれば、障害者を対象としてやる部分もあるということで、どれが更別村に合った中でいけるかということもやっぱり検討をいろいろしていかなければならない部分はたくさんあるのかなと思っております。

第6期の総合計画、地方創生の中にも文章の中にはちよくちよくと人手不足、雇用対策

という言葉がどこにも今頻繁に出てきますが、実際にそれに対する実効的、具体的な動きというのは一つも、なかなか見えてこないということにおきましては、まずできることからということを考えますと、地方版ハローワークというのは結構有効性があるのかなというふうに感じているところであります。もちろんハードの部分も必要なかもしれませんが、まずは、後ほど人材育成のこともお話しますが、人をどうやって動かしていくのか、これがやっぱり基本になってくるのではないかなと思っております。更別の企業、事業所におきまして、先ほど村長の答弁にありましたように、帯広のハローワークについては10社、26名程度の若干少ない雇用の求人ということで、実際に更別村がわざわざ職業あつせんをする必要があるだけの受け皿があるのかというような部分も確かにあるのかもしれませんが、今上士幌町では正規雇用はほとんどなかなか難しいですが、短時間労働の関係につきましては農家の出面さんということで、そういうところもあつせんをしながら、さまざまな業種に向けて行っている部分もあります。移住等でこちらにきた場合について、短時間働く場所がどこかないかというような部分についても対応できるようにさまざまな取り組みを行っています。そういうことで、本当に真剣にいろんなアイデアを出し合えば、相当更別村でも需要があるのではないかなと思っております。

更別村の農家につきましても、受け入れ協議会が解散して、新たな組織として今活動はしていますが、どちらかというと派遣会社に高い賃金を払った中で雇用をしながら使っているという現実もあるわけですから、それを更別村ができるだけ農家に負担をかけない程度で紹介をしていけるという部分ももしかしたら可能なかなと思っております。更別村の公共施設、前回給食センターの雇用の関係もありましたが、それを民間に委託というような話もありましたが、実際に給食業務を委託するのか、人材派遣をしたいのか、その辺の区別も含めて考えますと、人材派遣であれば、こういうふうに村で臨時職員等の雇用のあつせんというのも給食センター独自でやるのではなく、村全体としてやることによって情報提供、さまざまな情報が入ってくるわけですから、もっと有効的な人の活用というのが可能なのではないかなと思っております。

村内におきましても、正規雇用は難しくても、短時間のパート、臨時職員であれば働きたいという要望は結構多く聞かれます。そういう方々をいかにどう使っていくのか、そういうことも含めて検討しなければならないのかなと思っております。企業、事業所については、短時間労働でなく正規雇用を求めているわけですが、どうしてもそれで人が集まらなければ、短時間雇用という部分も検討した中で経営方針の中で雇用体系も考えながら進めていかなければ、事業は進んでいけないわけですから、それは企業側の努力をした中でいかに村に住んでいる人たちとニーズの共有といいますか、考え方を共有できるような体制をつくった中で皆さんで働いていくということも今後重要になってくるのかなと思っております。そういうことによって収入の増ということもあれば、地域活性化という部分の消費のほうについても大きくかわってくるのではないかなと思っております。

そういう部分で雇用に対する取り組みというのは物すごく幅広い分野において影響を与

えるのではないかなと感じていますので、これはしっかりと本当に皆さんでアイデアを出しながら検討すべきだと考えております。そういうことで、もう一度村長のお考えを聞かせていただければありがたいと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 まさに高木議員さんご指摘のとおりであります。2015年に政府は地方版ハローワークの設置を自由にするということで通達を出しております。関係法令もその中で整理をしておりますが、これはこれまで国への届け出が必要だったハローワークの事業について、これが市役所や役場の窓口で職業紹介がしやすくなる。あるいは、国と地方とそういうような雇用情報、求人情報の共有化を進める。これにはUターンあるいはIターン、あるいは移住者等々の地域の実情に見合った対応を非常に効率的に進めることができるというふうなことがあります。議員さんご指摘のように、自治体が自由に設置できるようになれば、きめ細かな職業紹介が可能になるということで、農村地帯におきましても収穫時期等、いろんな作業が多くなる時期については人手不足というふうなことも聞きますし、その部分で何とか人がいないかというふうな話も聞くことがあります。

そういうような点では、その部分で本当にきめ細かな雇用を求人情報を提供してしていくということは非常に実効性のある部分であると思いますし、まさに村の発展等々を考えれば、人づくりということで、人材育成というのもそうですけれども、まず人に来てもらうと。移住定住にしても、やっぱり雇用がなければなかなか来ていただけないというところで、働ける場所をきちんとつくっていく必要がありますし、今私が感じているのは、帯広のハローワークでも登載をしますけれども、なかなか成立しないというのは条件であります。もっときめ細かく紹介したり、求人情報を流せば、それは本当に雇用につながっていく、求人につながっていくのではないかということを思っています。

本当に目からうろこでございました。高木議員さんの質問を受けまして、陸別町の無料職業紹介所、上士幌の無料職業紹介所の開設ということで、管内では2つだけなのですが、町を挙げて町の魅力と、そして働く人々の思いをしっかりと受けとめながらこういう情報をしているということで、上士幌等々なんか見ますと紹介の具体的な場面が、農業関係の部分でこれを見て、そういうところにこういう職種の内容で手伝いに行けるなというふうな、いってみれば単に働くというよりも、いろんな部分でいろんな人の思いを受けとめられて、そして求人に結びついていくのではないかというふうに考えております。陸別も、中身としては写真とかはそんなにありませんけれども、求人のシートとか本当にしっかりつくられていますし、いろんな部分で会社の紹介がしっかりとなされているということがありますし、これは非常に有効ではないかなというふうなことを思います。

今回のご質問を受けまして、私は、地方版といいますか、更別村もハローワークは必要であるというふうに考えています。ぜひとも、このご質問の機会を受けまして、最初の答弁でもお話ししましたが、これの実現に向けて早速検討着手をしていきたいというふうに考えています。よりよい地方版ハローワーク、更別版ハローワークの開設に向けて

作業を開始したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長 3番、高木さん。

○3番高木議員 今村長からぜひ取り組んでいきたいということで力強いお言葉をいただいたので、ぜひこの部分については進めていっていただきたいと思います。その熱意が実現できることをすごく願っております。

それで、ハローワークも含めてということですが、雇用推進というものについては、これはやっぱり人材育成ですね、はっきり言って。こういう部分で人材育成をしなければ、雇用の推進もなかなか進んでいかない。これは、誰が見てもそのとおりだと思っております。今熱中小も含めて人材育成、村長もずっと人材育成が必要なのだということを訴えている以上は、村が先頭になって人材育成をしていくということもこれから手を加えていかなければならないのかなと思っております。ハローワークをやるにしても、コーディネーターというしっかりとした人を設置した中でやらなければ、ただ誰がやってもいいということではありませんので、そういう人材も探してこなければならぬ、つくっていかねばならない。

さらに、今金町のほうでは福祉、障害者に向けての人材の確保ということでハローワークを行っていて、全国的にすごく評価を得ているところがあります。そういう部分でどこに特化するか、そういう部分については今後の考え方の中で進めていただければいいかなと思っておりますが、もちろん更別農業高校に対しても、村としてハローワーク事業ということで、福祉科にもうちょっと資格を取ってもらって、更別村の民間の施設で福祉のところで働いてくださいというような投げかけもして、必ずそこから、農業高校から就職してもらいたいという、こういう働きもどんどんしてほしいなと思う。それが地方版になるとやりやすくなってくるわけですから、さらに農業高校に職業訓練的な科目をお願いをして、そこで人材を育ててもらって、卒業と同時に更別の企業ないしそういうところに組み入れていくということも可能になってくるわけですから、そういう部分もちょっと検討の材料としていただきたいと思います。思っております。

更別は、どちらかというとボランティアが結構盛んで、高齢者の方も含めて皆さん一生懸命やってくれています。ただ、ボランティアですから、収入という部分ではどうなのかなということと考えますと、高齢者の方、今ボランティアをやっている人たちに対しても少しでも収入があるような仕組みをつくってあげることによって、その人たちがまた豊かに生活をしていけるということがやっていけるのではないかなと思っている。もちろんボランティアというのも大切ですし、そういうことでやっていくことも重要ですが、そういう部分も検討の材料として必要なのではないかなと思っております。

さらに、きょう一般質問におきまして3名の議員のほうから福祉の関係、障害者の関係についても相当さまざまなご質問があった中ですが、障害者の関係につきましても雇用と大きくかかわってくる部分がありまして、管内の社会福祉法人の中には建物、ハード部分

については何も問題ないのだと、問題はそこで働く人とその人のレベルアップだと、これがないと運営はできないと、そのためには人材育成の研修のシステム、こういうものをしっかりつくった中で育てなければできないのだというようなお話も聞いております。もし更別村が本当に福祉の部分、障害者の部分をどうしてもやっていくのだというような福祉の里構想をしっかりと進めるのであれば、村として人材を育成する、そういう研修的な事業、そういうものでしっかりと人を育て、村としてその人材を確保して派遣をする、運営をしていくというような村が完全に人材にまでかかわって進めていくような事業も必要になってくるのではないかなと思っております。

どちらかといいますとハードの部分につきましては多額なお金がかかってきますし、ただ補助金等、そういう部分が使えますから、ある程度はやりやすいのですが、人材となりますと、長期間の雇用となるとまたこれもかなりの予算、お金がかかってきますが、ハードにかかる部分よりは安く済んでいく方法も検討できるのではないかなと思っております。そういう部分で、いかに村としてどういう事業をやるのか、そういうことも含めて村の職員としての雇用という部分も検討に入れていただきたいなと思っております。あとは、我々民間の企業、事業所等も働き方の部分でさまざまなニーズに合った対応策として検討していかなければならないので、それをまた村としてサポートしていただければありがたいなと思っております。

人材育成について村長のお考えがもしあれば、よろしく願いいたします。

○議長 長 西山村長。

○村長 高木議員さんのご指摘のとおりであります。私も村づくりは人づくりだというふうに考えていますし、農業、商工業、全てのいろんな分野を進めていくためにもやはり人づくりは欠かせないのではないかなというようなことを思っていますし、そのことを自分自身としては村政の理念の大きな柱の一つとして位置づけております。熱中小学校もそうですけれども、今回高校がエア・ウォーターさんと開発した過疎化交付金の中でできたスープですけれども、これも人づくりという観点では、エア・ウォーターの事業で皆さんがいろんなノウハウを、単に物をつくるということではなくて、流通の関係、あるいはパッケージの製作に至るまで、そういうような細かな部分のノウハウを事業の中で展開していただくということでありました。総合戦略のKPIにもありますけれども、達成目標の数値にもありますけれども、何とかここから雇用が生まれなかったということでありましたが、幸いにしてこの研究、加工分会から1人はエア・ウォーターさんに入った。分会には入っていなかったけれども、地元の企業にということで、エア・ウォーターの社長も言っていましたけれども、ぜひとも来年は雇用したいということで、本当に現実には2人の高校生がこの取り組みを通じてエア・ウォーターに就職すると。また、村内の建設業者に1人が就職するというので、いろんな部分で農業高校さんには支援をしているわけですが、その部分が実際に住民となって、そして管内の企業で活躍をしてくれるということは、これは本当にこの上ない幸せでもありますし、人づくりの点から見ればそこにつなが

っていくのではないかというふうに思います。

あと、いろんな部分で工夫が必要ではないかということですけれども、鹿追が鹿追高校に看護学科を設置するとか、地域にとって今介護の職種の方が足りません。今言った障害者の関係でもそういうような方で気配り、目配りがきいて、あるいはスペシャリストということで、そういうような形で育てていかなければいけないということもあると思います。そういう点ではそういうような部分でしっかり取り組んでいくことが必要でありますし、村の実態に即してそういうことに取り組んでまいりたいなというふうに思っています。

あと、おっしゃいました雇用の部分についても、ボランティアの方々いっぱいいるのですけれども、自分たちの手弁当でやっていただいている。本当にありがたく思いますし、その部分で幾らかでも補助とかいろんな部分でできれば、あるいは臨時の雇用につながっていけばいいのかなというふうなことも考えております。総体的に見て、人とかかわり方ということ、どの職場においてもそうですけれども、人間関係とかコミュニケーション能力とか、そういうことが必要であります。むしろそういう部分が社会性とかいろんな部分できちんと身につけていかないと実際の社会の中では非常に難しいところもあります。ただ、苦手なところを持っている方もいますので、そういうような部分についてはそういうところをしっかりと支えてあげるといふ人たちを育てるための研修等々についても必要であるというふうに考えています。ご指摘のとおり、いろいろと村としても商工会、民間の事業所の方々にも努力をしていただいていますけれども、この村の未来を担って背負って立っていく人材を育成するためにも、村は本気になって先頭に立ってしっかりと取り組んでまいる決意であります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議 長 3番、高木さん。

○3番高木議員 どうもありがとうございました。これで質問は終わりますが、人材育成という部分については絶対これは必要だというふうに思っております。これについては簡単には形には多分ならないと思います。相当時間がかかっていくし、いろんなことに皆さんで協議していかなければならないことがたくさんあると思いますが、地道に一步一步進んでいただいて、将来この動きが更別村の発展につながるように努力していただきたいというお願いを申し上げまして、質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議 長 これをもって一般質問を終了いたします。

◎日程第10 議員の派遣の件

○議 長 日程第10、議員の派遣の件を議題といたします。

6月20日に広尾町で開催される広尾町議会主催の議員研修会に高木さん、村瀬さんを、7月4日から5日にかけて札幌市で開催される北海道町村議会議員研修会に全議員を、8月21日から22日にかけて札幌で開催される議会広報研修会に議会運営委員会委員7人と

私松橋を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、6月20日に広尾町で開催される広尾町議会主催の議員研修会に高木さん、村瀬さんを、7月4日から5日にかけて札幌市で開催をされる北海道町村議会議員研修会に全議員を、8月21日から22日にかけて札幌市で開催をされます議会広報研修会に議会運営委員会委員7人と私松橋を派遣することに決定をいたしました。

◎日程第11 閉会中の所管事務調査の件

○議 長 日程第11、閉会中の所管事務調査について、総務厚生常任委員会は第6期総合計画の策定状況について、産業文教常任委員会は農作物の作況について、議会運営委員会は議会運営について、議長の諮問に関する事項について、議会広報について、それぞれ閉会中の所管事務調査として調査したい旨、各委員長から申し出があります。

お諮りをいたします。各委員長から申し出のとおり閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の調査に付することに決定をいたしました。

◎閉会の議決

○議 長 以上をもって本定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により本日をもって閉会をしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定をいたしました。

◎閉会の宣告

○議 長 これにて平成29年第2回更別村議会定例会を閉会をいたします。

(午後 7時22分閉会)